

第2期

松山市こどもの貧困の解消に向けた 対策についての計画

令和7年3月
(令和8年4月改訂)
松山市

改訂履歴

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
第1版	令和7年3月31日		初版発行
第2版	令和8年4月1日	第3章 2.事業一覧	令和8年度に実施する事業一覧に改訂

目次

第1章 計画の概要	4
1. 計画の位置づけ	4
2. 計画の期間.....	5
3. 計画の策定方法	5
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況.....	8
1. 人口等の見通し	8
2. こども・若者や子育て家庭をめぐる状況.....	12
3. ひとり親家庭やこどもの貧困.....	17
4. こども・若者の意識の現状	23
5. これまでの取組の振り返り	34
6. 本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題	36
第3章 施策の展開	39
1. 施策体系	39
2. 事業一覧.....	40
第4章 個別計画記載事項.....	50
1. こどもの貧困に関するアンケート結果	50
2. こどもの貧困の解消に向けた対策の基本方針	50
3. こどもの貧困の解消に向けた対策に係る具体的な取組.....	51
4. 成果指標.....	52
第5章 計画の推進	53
1. 市民及び関係団体等との連携等.....	53
2. 計画の進捗状況の管理・評価.....	54

第1章 計画の概要

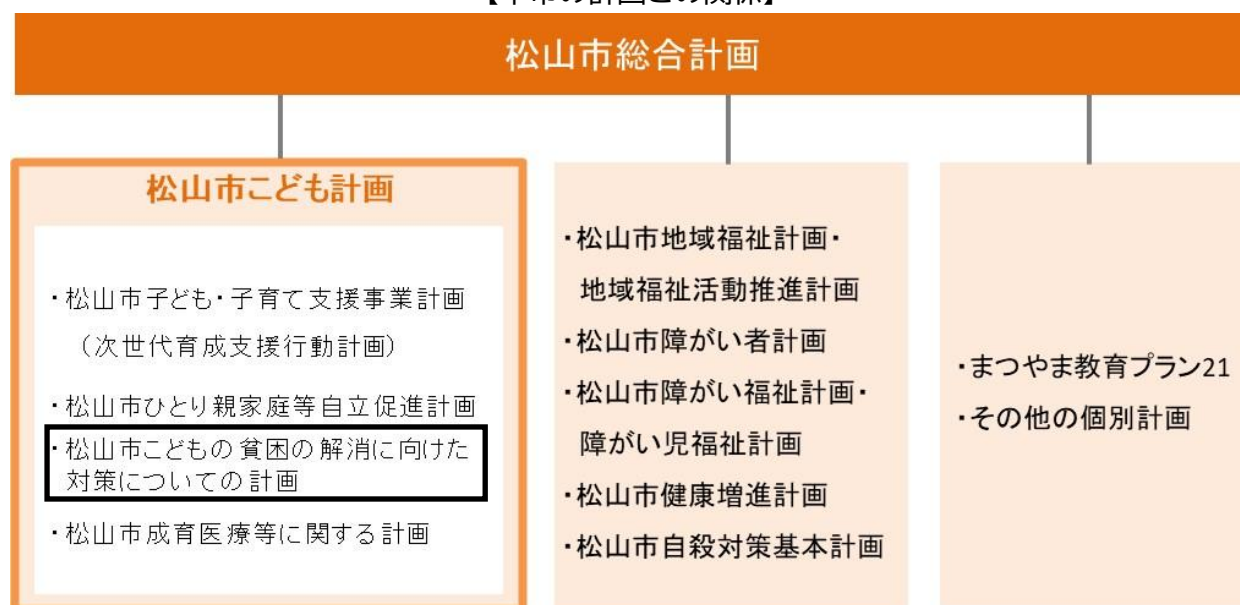
1. 計画の位置づけ

「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(松山市子どもの貧困対策計画)」は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づき策定するものです。主な対象は「現在、貧困状態にあるこどもとその保護者」としますが、貧困について同法上に明確な定義はなく、施策から誰一人取り残すことのないよう、広く捉えるものとしています。

本市では令和3年3月に策定した「松山市子どもの貧困対策計画」の下、こどもの貧困を取り巻く状況を踏まえて取組を推進してきており、引き続き、貧困の連鎖を断ち切るため、総合的に施策を展開していきます。

なお、同法は、令和6年6月26日に改正され、名称が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となりました。よって旧計画を「第1期松山市子どもの貧困対策計画」と呼称し、新しい計画を「第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と呼称することとします。

【本市の計画との関係】



2. 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
松山市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度 (5年間)		松山市こども計画 令和7年度～令和11年度 (5年間)				
松山市ひとり親家庭等自立促進計画	令和3年度～令和7年度 (5年間) ※1年前倒し						
松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画							
松山市成育医療等に関する計画	未策定						

3. 計画の策定方法

(1) アンケート調査

本計画の策定にあたり、基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施しました。

①「松山市こども計画」策定に向けたアンケート

対象	小学5年生以上の市内在住者(市内の学校等に通学する学生を含む)		
調査方法	インターネット調査		
実施時期	令和6年5月～6月		
有効回答数	7,898件		
調査結果報告	松山市こども計画策定のためのアンケート調査結果の詳細は こちら		

② 松山市ひとり親世帯実態調査

対象	市内在住の母子世帯2,000件及び父子世帯300件 ※「母子世帯」:20歳未満のこどもを扶養している配偶者のない女子とこどもからなる家庭。(母子以外の同居者がある場合を含む) ※「父子世帯」:20歳未満のこどもを扶養している配偶者のない男子とこどもからなる家庭。(父子以外の同居者がある場合を含む)
調査方法	郵送配布、郵送または Web 回答
実施時期	令和6年5月～6月
有効回答数・回収率	合計 906件(回収率:39.4%) 母子世帯 785件(回収率:39.3%) 父子世帯 121件(回収率:40.3%)
調査結果報告	松山市ひとり親世帯実態調査結果の詳細は こちら 

(2) 「松山市こども計画」策定に向けたワークショップ等での意見募集

こども・若者の意見を計画に反映するため、以下のワークショップ及び意見募集を行いました。

① 若者ワークショップ

対象	市内在住の大学生～30歳代まで
開催日時・場所	令和6年7月15日(月)14時～16時(松山市保健所6階 中会議室)
参加者数	20名
テーマ	こどもまんなか社会の実現に向けて、若者自らが行動できることへの提言
実施報告	「松山市こども計画」策定に向けた 若者ワークショップの実施報告の詳細は こちら 

② こどもワークショップ

対象	市内在住の小学5年生～高校3年生
開催日時・場所	【第1回】 令和6年7月28日(日) 14時～16時 (松山市保健所6階 中会議室) 【第2回】 令和6年8月25日(日) 14時～16時 (松山市保健所6階 中会議室) 【第3回】 令和6年12月21日(土) 14時～16時30分 (松山市保健所6階 大会議室)
参加者数	【第1回】 16名 【第2回】 12名 【第3回】 13名
テーマ	【第1回】 こどもの権利 【第2回】 自分にとっての理想の居心地 【第3回】 「松山市こども計画」で大事と思うこと、松山市に求めること こども版こども計画の作成
実施報告	「松山市こども計画」策定に向けたこどもワークショップ
	第1回の詳細は こちら 
	第2回の詳細は こちら 
	第3回の詳細は こちら 

(3) パブリックコメント

計画案について、広く意見募集を行いました。

対象	市内在住の方、市内の学校に在学している方、市内にある事務所・事業所に勤務している方、市内に事務所・事業所を有している方や法人等
募集期間	令和6年12月2日(月)～令和7年1月9日(木)
回答総数	62件(24人、1法人)
実施報告	パブリックコメントの詳細は こちら 

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

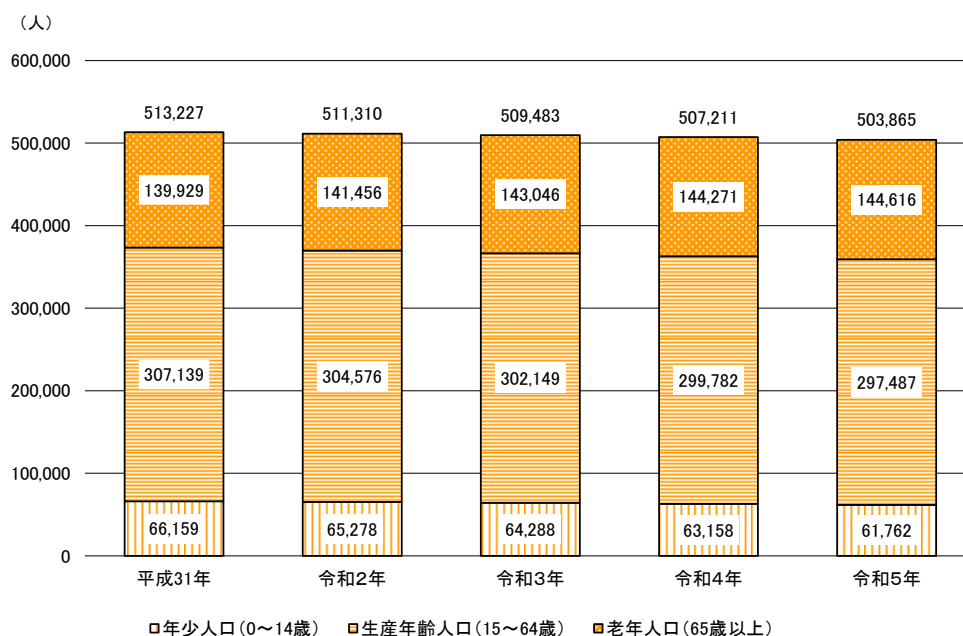
1. 人口等の見通し

① 人口の推移

本市の総人口の推移は、年々減少幅が大きくなっており、令和5年には平成31年から9,362人減少し、503,865人となっています。

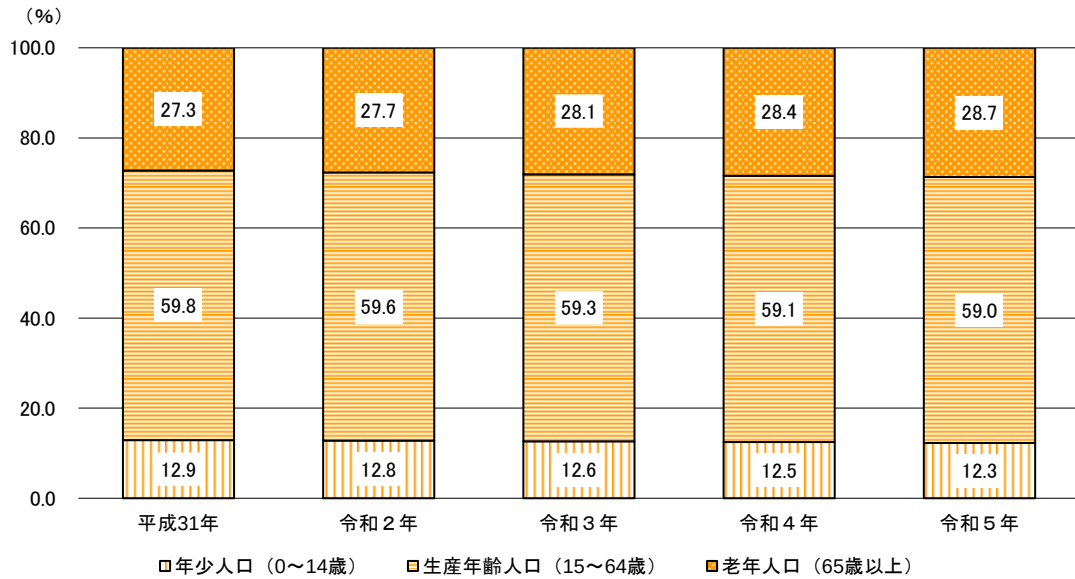
年齢3区分別人口についてみると、生産年齢人口(15～64歳)と年少人口(0～14歳)は減少を続けている一方、老年人口(65歳以上)は増加し続け、令和5年の高齢化率は28.7%となっています。

図表 1 年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

図表 2 年齢3区分別人口割合の推移

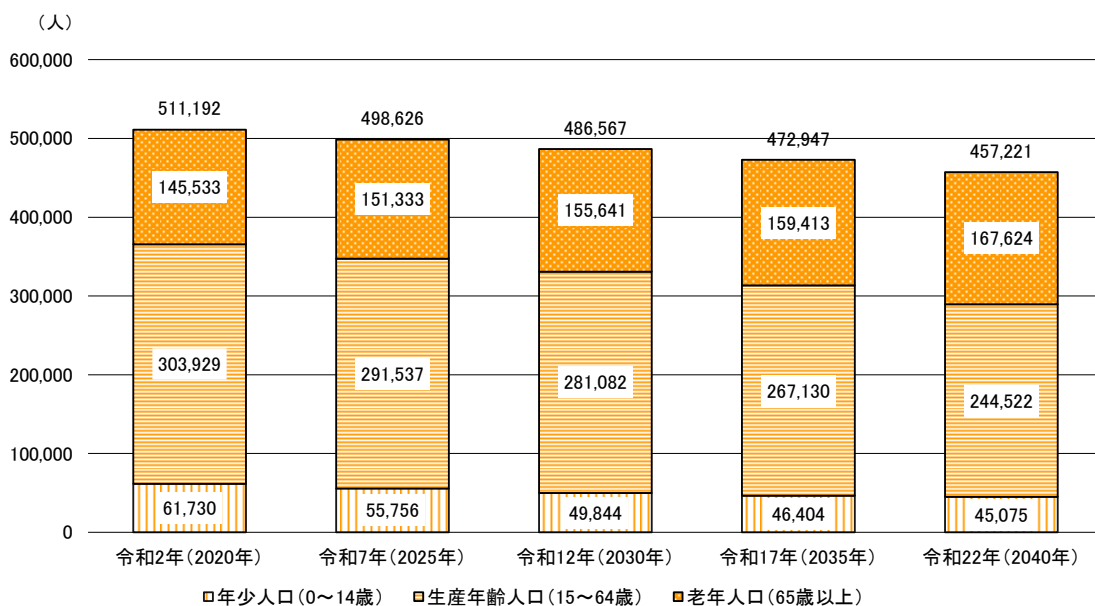


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

② 将来推計人口

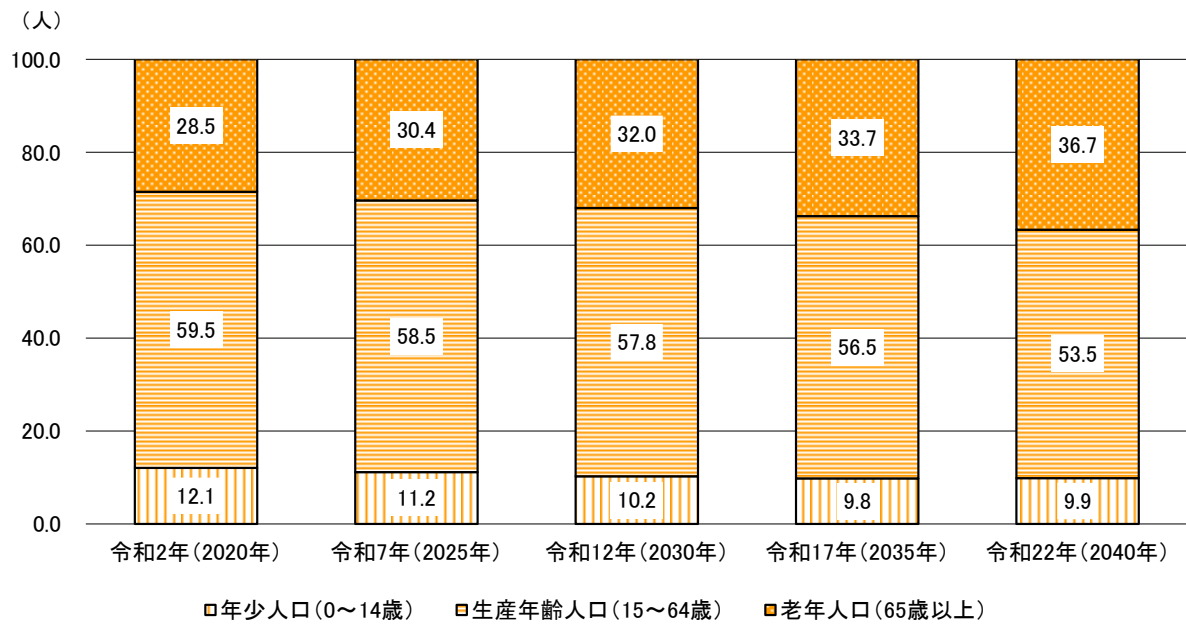
国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の将来推計人口は、総人口は減少を続け、令和22年(2040年)には令和2年(2020年)から 53,971 人減少して 457,221 人になる見込みです。年齢3区分別人口では、年少人口と生産年齢人口は減少し続ける一方、老年人口は増加し続け、令和7年(2025年)には30%を超え、令和22年(2040)年には36.7%になる見込みとなっています。

図表 3 推計人口と年齢3区分別人口の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

図表 4 年齢3区分別推計人口割合の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

③ 推計児童人口

これまでの状況から、本市の11歳以下の推計児童人口は、令和11年(2029年)には39,080人になると推計されます。

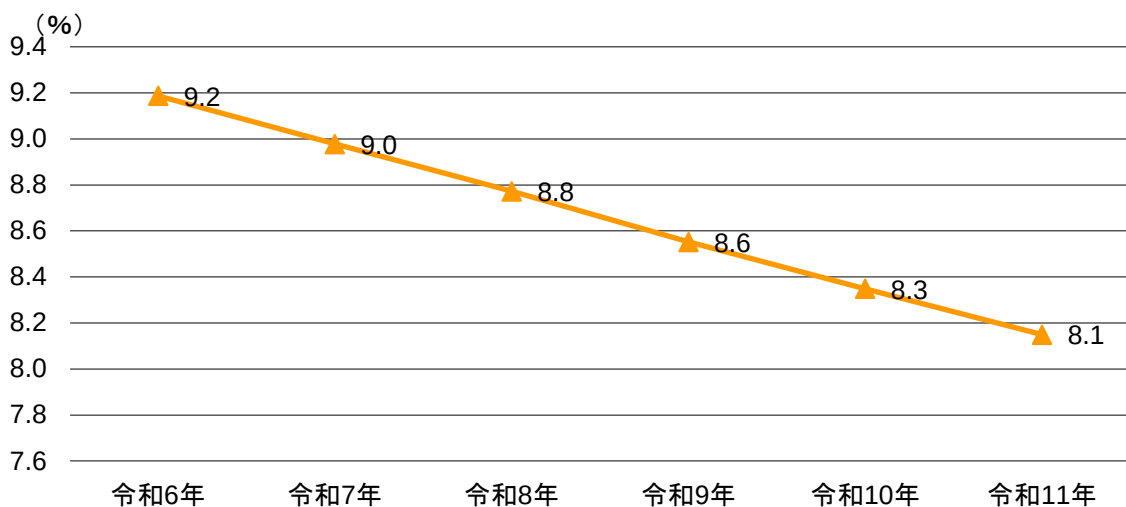
図表 5 推計児童人口の推移

単位:人

区分	現状	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口(0～11歳)	45,743	44,398	43,070	41,675	40,364	39,080
(総人口比)	9.2%	9.0%	8.8%	8.6%	8.3%	8.1%
0歳	2,899	3,040	2,981	2,931	2,876	2,831
1歳	3,224	2,953	3,096	3,036	2,986	2,930
2歳	3,338	3,201	2,931	3,072	3,012	2,963
3歳	3,377	3,330	3,193	2,923	3,064	3,004
4歳	3,535	3,381	3,334	3,197	2,927	3,068
5歳	3,836	3,542	3,388	3,340	3,202	2,932
0～5歳	20,209	19,447	18,923	18,499	18,067	17,728
6歳	3,994	3,848	3,552	3,398	3,350	3,211
7歳	4,154	3,990	3,844	3,550	3,396	3,348
8歳	4,225	4,151	3,987	3,842	3,549	3,394
9歳	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848	3,554
10歳	4,354	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848
11歳	4,436	4,359	4,375	4,236	4,161	3,997
6～11歳	25,534	24,951	24,147	23,176	22,297	21,352

資料:令和2年～令和6年までの住民基本台帳(各年4月時点)を基にしてコーホート法で推計

図表 6 総人口に占める児童人口割合の推移

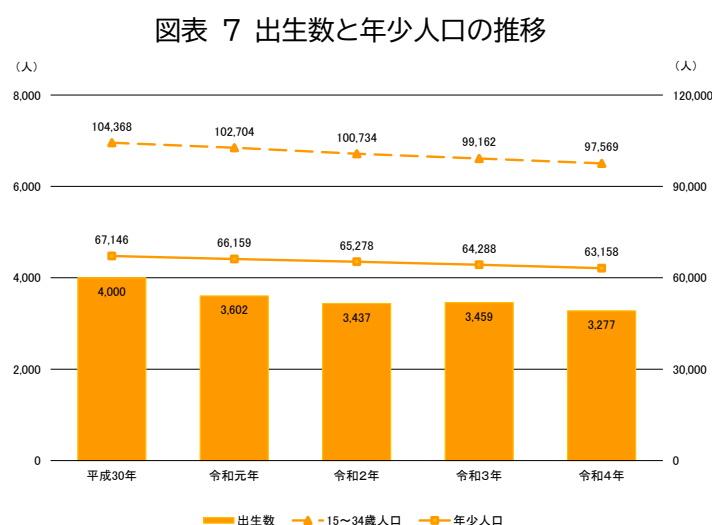


2. こども・若者や子育て家庭をめぐる状況

こどもをめぐる状況

① 出生数

本市の出生数は、令和3年にわずかに増加したものの、令和4年には182人減少し3,277人となっています。また、14歳以下の年少人口は年々減少幅が大きくなる傾向にあり、令和4年には平成30年から3,988人減少し、63,158人となっています。

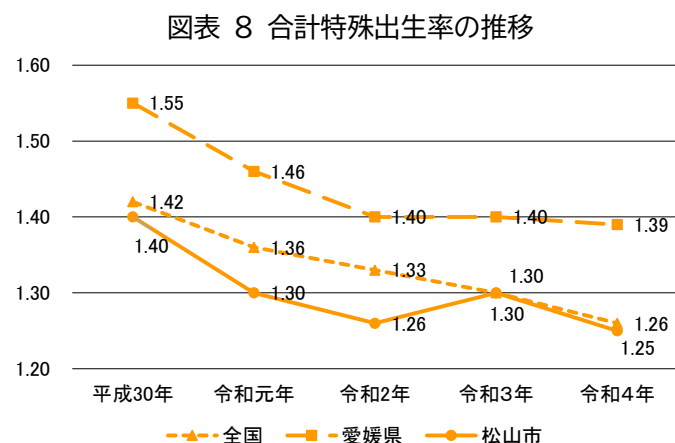


資料：【出生数】松山市文書法制課 人口動態

【年少人口・15～34歳人口】住民基本台帳(各年1月1日)

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成30年以降は2年連続で減少し、令和3年には1.30と上昇しましたが、令和4年には、1.25と再び減少しました。



資料：人口動態統計

③ 女性の就業率（国-県-本市比較 令和2年）

全国及び愛媛県と本市の女性就業率を比較すると、すべての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19歳」を除いて下回っています。

図表 9 女性の就業率(国-県-本市比較 令和2年)

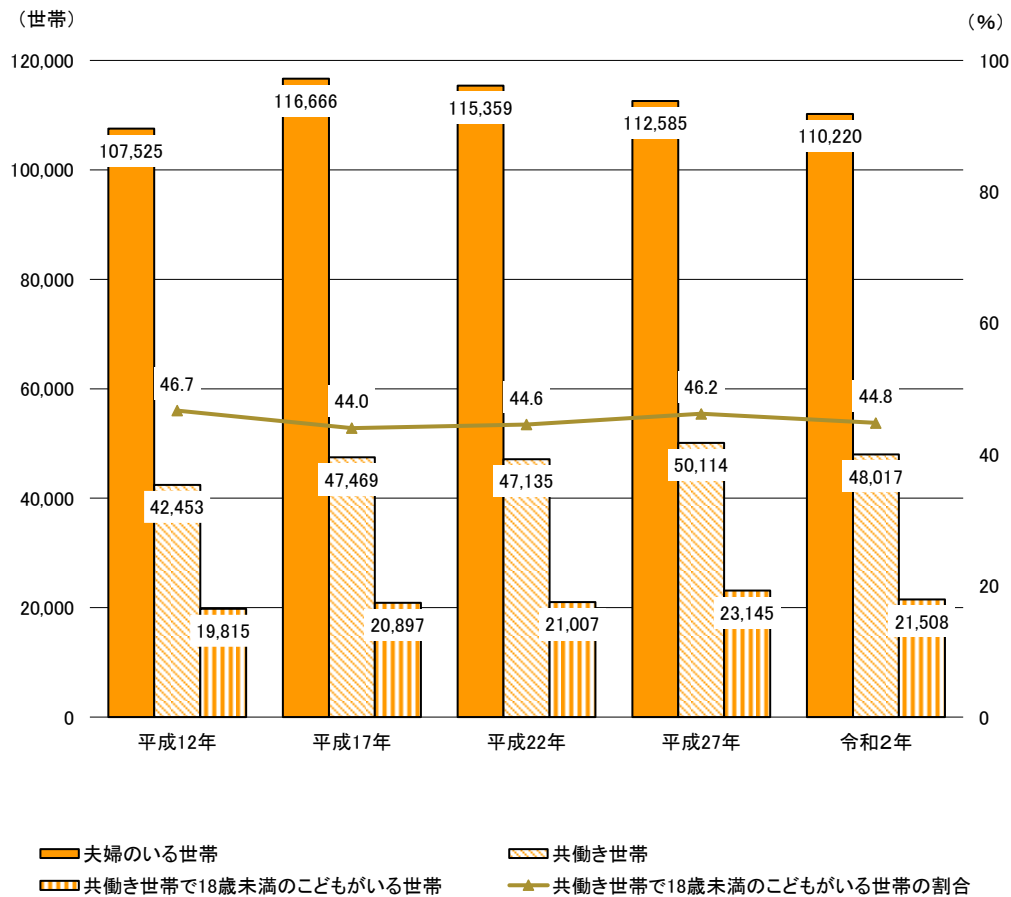
	全国	愛媛県	松山市	全国との差	愛媛県との差
15～19歳	14.2%	11.7%	13.5%	-0.7%	1.8%
20～24歳	59.7%	64.3%	58.9%	-0.8%	-5.4%
25～29歳	68.9%	71.7%	67.6%	-1.3%	-4.1%
30～34歳	64.5%	67.1%	61.4%	-3.1%	-5.7%
35～39歳	64.9%	68.6%	61.4%	-3.5%	-7.2%
40～44歳	68.5%	72.5%	65.9%	-2.6%	-6.6%
45～49歳	70.6%	73.9%	67.2%	-3.4%	-6.7%
50～54歳	70.2%	73.5%	67.8%	-2.4%	-5.7%
55～59歳	68.0%	70.0%	64.8%	-3.2%	-5.2%
60～64歳	57.3%	58.1%	53.9%	-3.4%	-4.2%
65～69歳	38.5%	38.8%	35.1%	-3.4%	-3.7%
70～74歳	24.8%	25.4%	22.1%	-2.7%	-3.3%
75～79歳	13.3%	14.4%	12.3%	-1.0%	-2.1%
80～84歳	7.0%	7.9%	6.5%	-0.5%	-1.4%
85歳以上	2.6%	2.6%	2.5%	-0.1%	-0.1%

資料：国勢調査

④ 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は横ばいで推移しており、令和2年は44.8%となっています。

図表 10 共働き世帯の推移



資料: 国勢調査

⑤ 保育所等利用待機児童の状況

本市の令和6年「保育所等利用待機児童数」は、令和4年から3年連続で0人となっています。

図表 11 保育所等利用待機児童数の推移

単位: 人

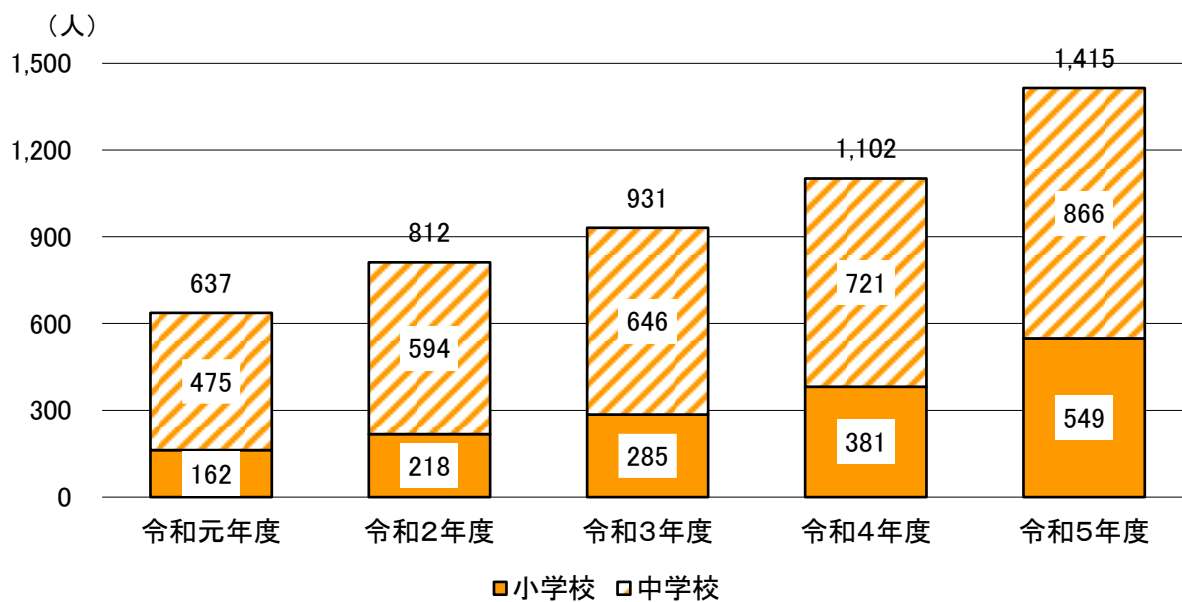
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数	42	25	0	0	0
(対前年度)	9	▲ 17	▲ 25	0	0

資料: 松山市保育・幼稚園課(各年4月1日現在)

⑥ 不登校児童・生徒数

本市の小中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度は1,415人と、令和元年度の637人から2倍以上となっています。

図表 12 小中学校の不登校児童・生徒数(松山市)

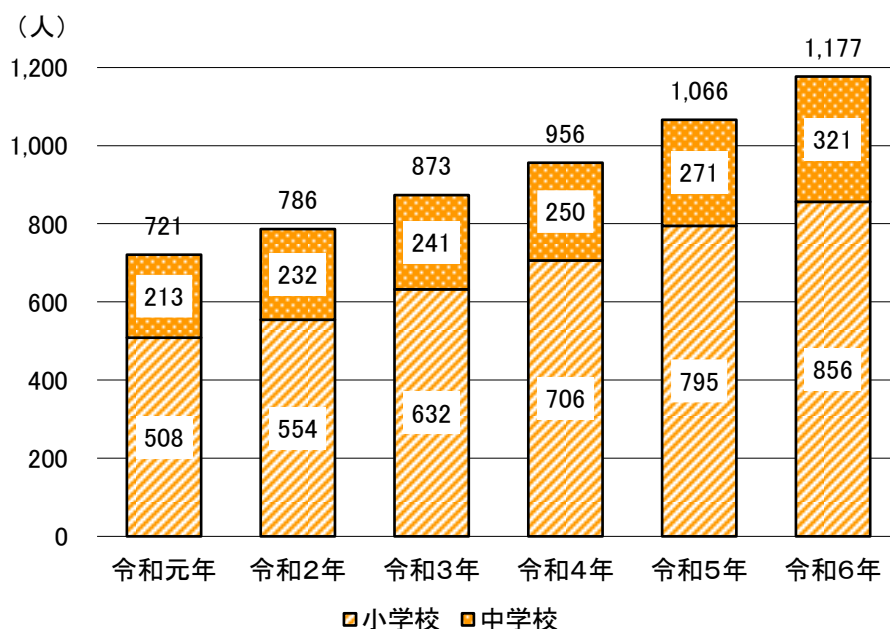


資料:松山市学校教育課

⑦ 特別支援学級児童・生徒数

本市の小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にあり、令和6年は小学校で856人、中学校で321人となっています。

図表 13 特別支援学級に在籍する児童・生徒数



資料:松山市学校教育課

⑧ 要保護児童、要支援児童、特定妊婦

本市の要保護児童、要支援児童の数は増加傾向にあり、令和5年度は要保護児童が1,897人、要支援児童が1,373人となっています。

また、特定妊婦の数は横ばいで推移しており、令和5年度は180人となっています。

図表 14 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の推移

	(人)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童	1,132	1,173	1,366	1,642	1,897
要支援児童	1,201	1,261	1,296	1,361	1,373
特定妊婦	216	217	228	200	180
合計	2,549	2,651	2,890	3,203	3,450

資料:松山市こども相談課

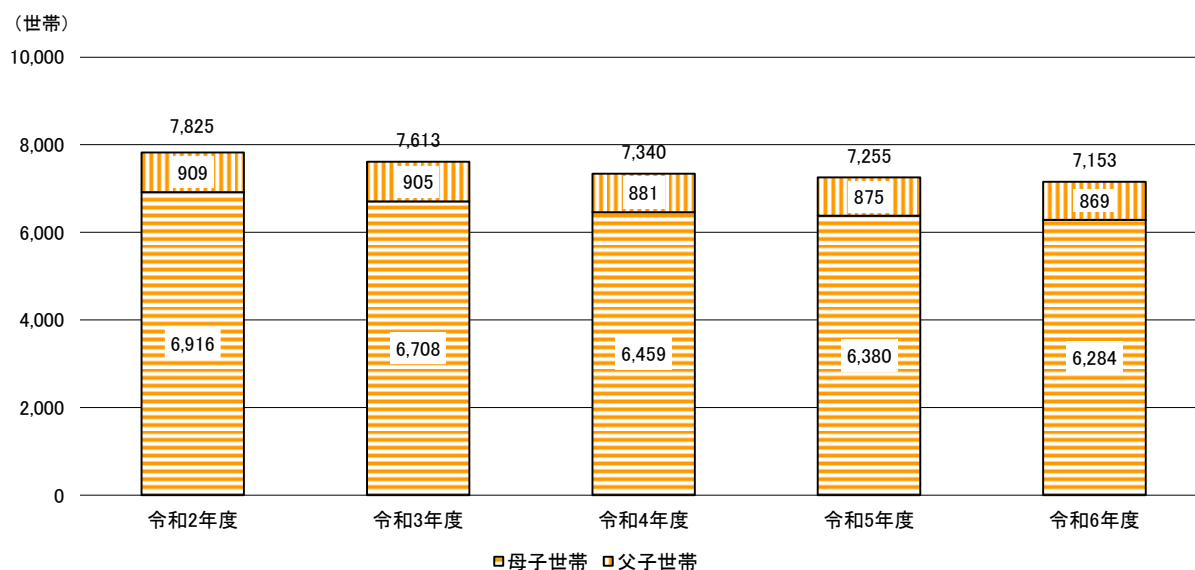
3. ひとり親家庭やこどもの貧困

(1) ひとり親家庭やこどもの貧困等の現状

① ひとり親世帯数の推移

令和6年度の母子世帯は6,284世帯、父子世帯は869世帯となっています。母子世帯及び父子世帯は年々減少傾向にあります。

図表 15 ひとり親世帯数の推移

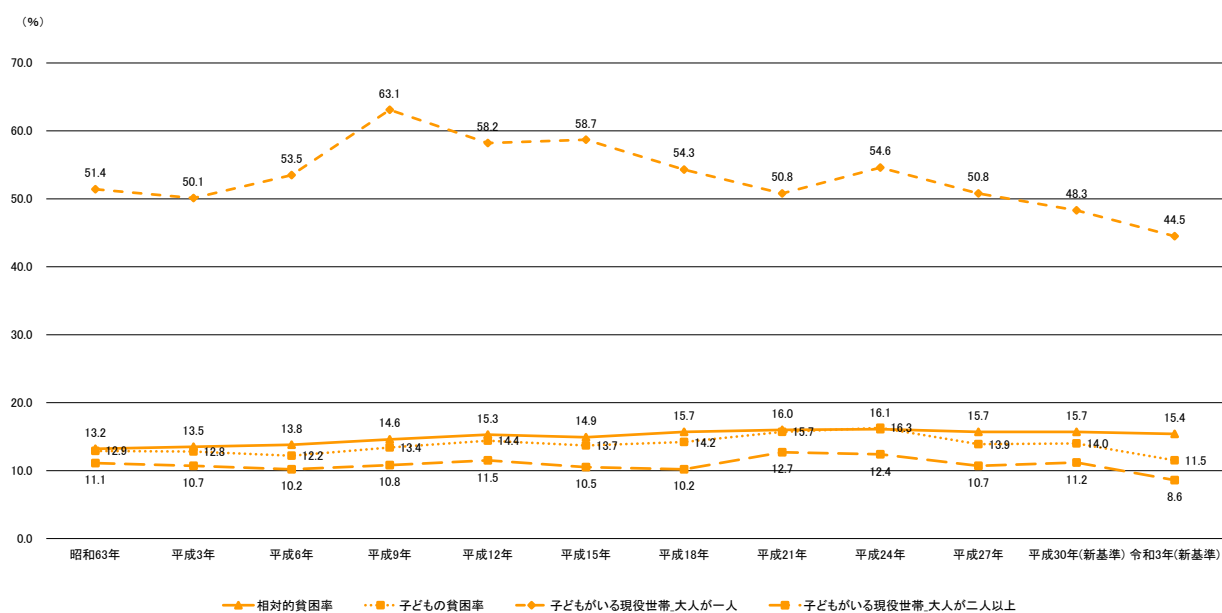


資料:松山市推計人口、福祉事務所の概要(各年度4月1日現在)

② 国内のこどもの貧困率

令和3年の「こどもの貧困率」は11.5%となっています。「こどもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満でこどもがいる世帯)のうち、「大人が一人」(ひとり親世帯)の世帯では44.5%、「大人が二人以上」の世帯では8.6%となっています。

図表 16 こどもの貧困率の推移



資料：国民生活基礎調査(各年)

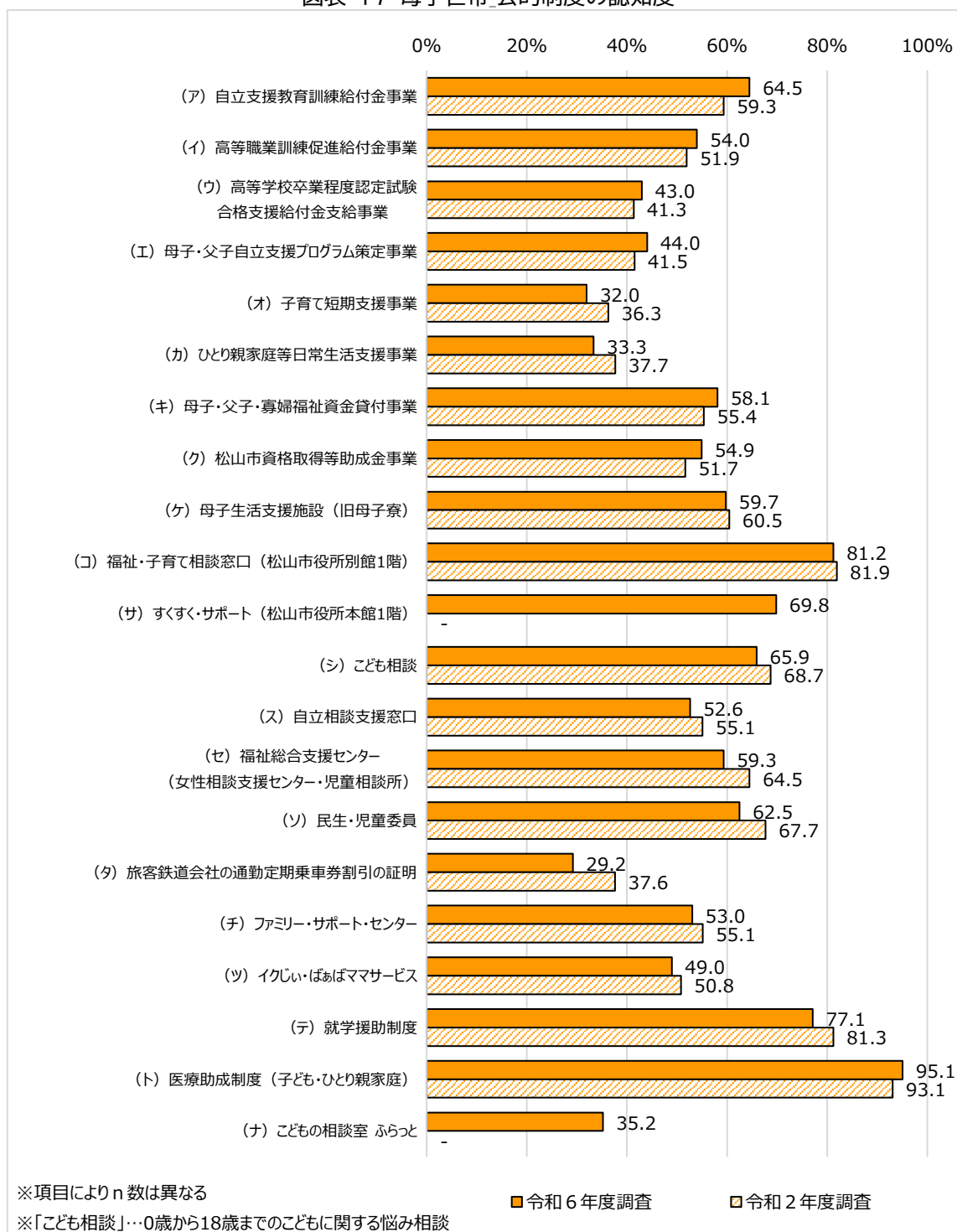
(2) ひとり親世帯実態調査結果

令和6年に実施した、ひとり親世帯実態調査の主な結果は以下のとおりです。

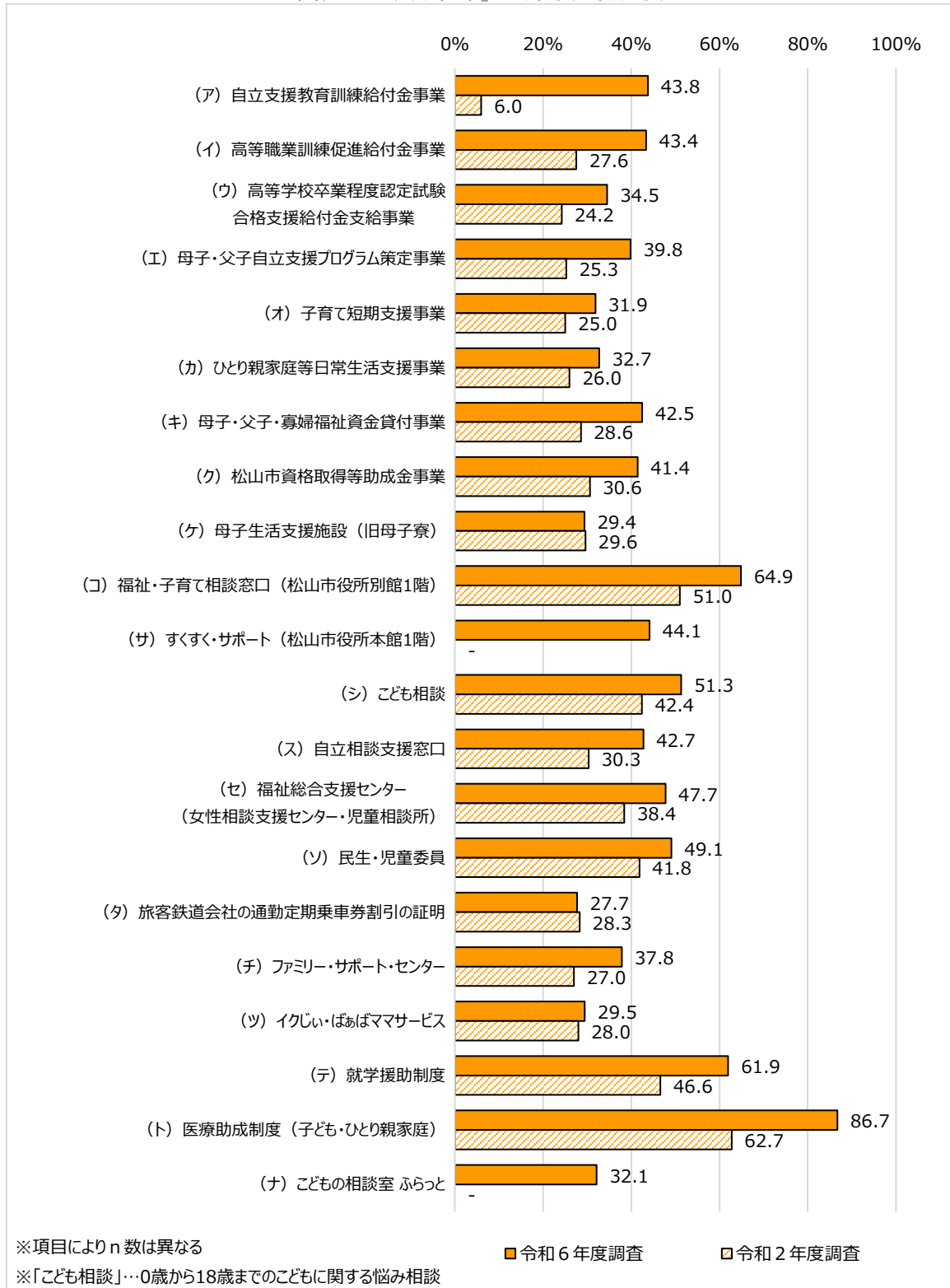
① 公的制度の認知度

こどもの預かりを行う「子育て短期支援事業」や家事のサポートを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の認知度は母子世帯、父子世帯ともに30%程度となっています。

図表 17 母子世帯 公的制度の認知度



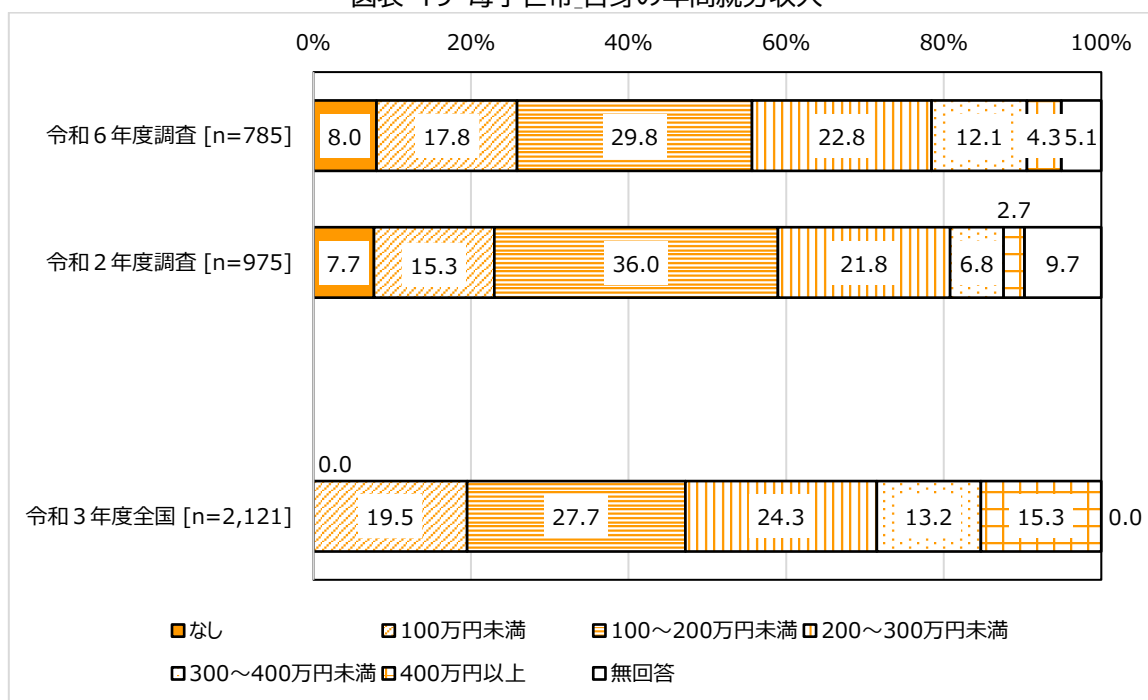
図表 18 父子世帯 公的制度の認知度



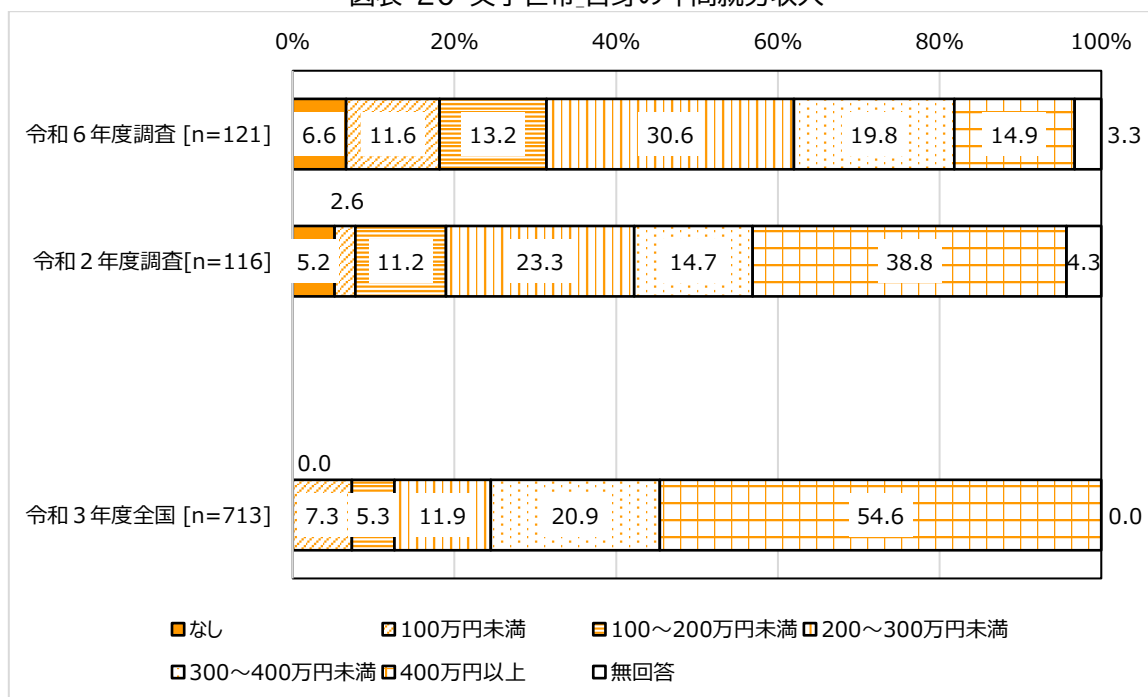
② 自身の年間就労収入

自身の年間就労収入が300万円未満の割合が、母子世帯は78.4%、父子世帯は62.0%となっており、父子世帯では、令和2年度調査より割合が高くなっています。

図表 19 母子世帯_自身の年間就労収入



図表 20 父子世帯_自身の年間就労収入

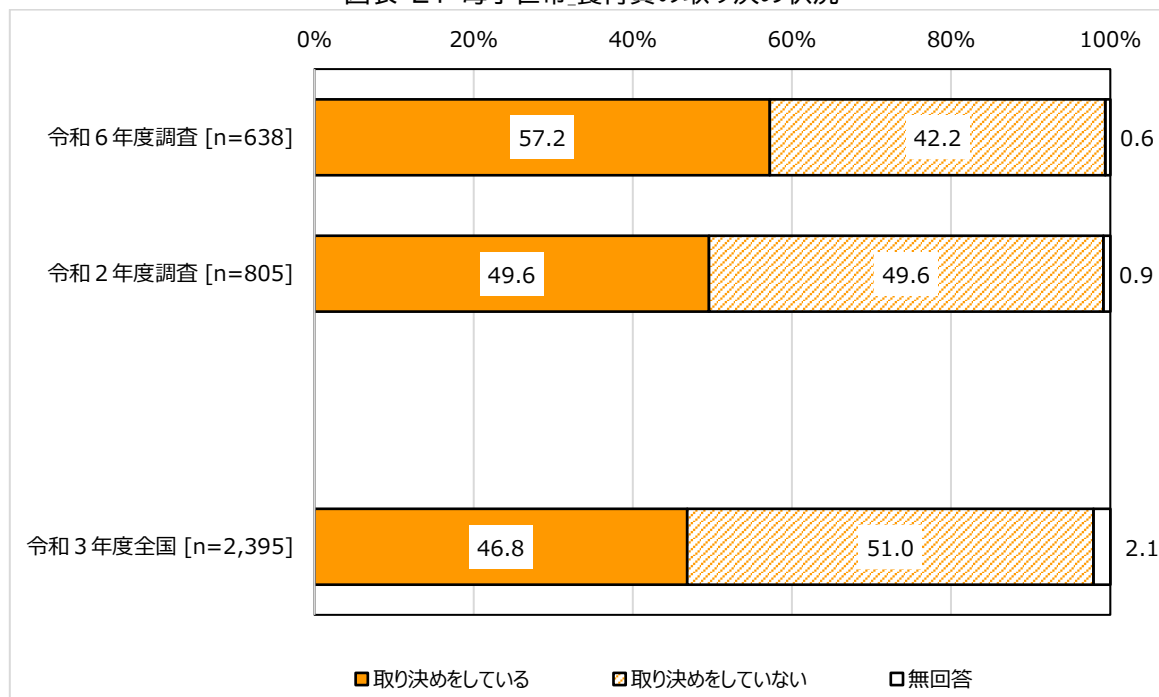


※全国調査では、「なし」の選択肢は設定されていない。

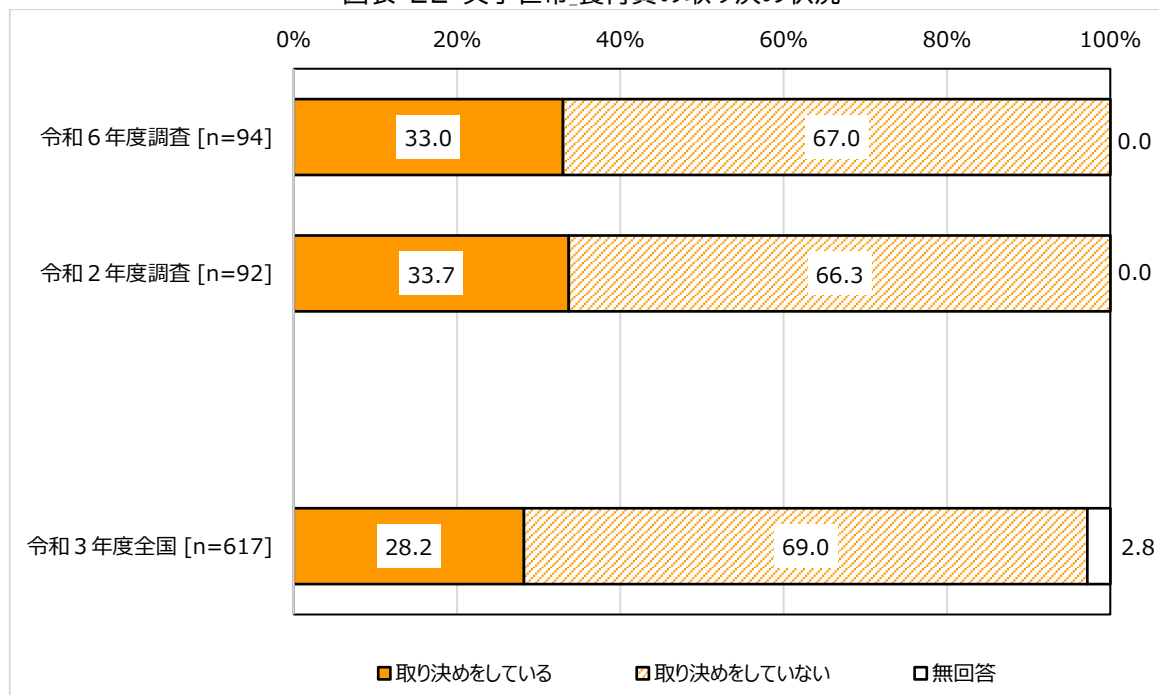
③ 養育費の取り決め状況

養育費の取り決めについて、母子世帯の42.2%、父子世帯の67.0%が取り決めをしていない状況です。

図表 21 母子世帯 養育費の取り決め状況



図表 22 父子世帯 養育費の取り決め状況



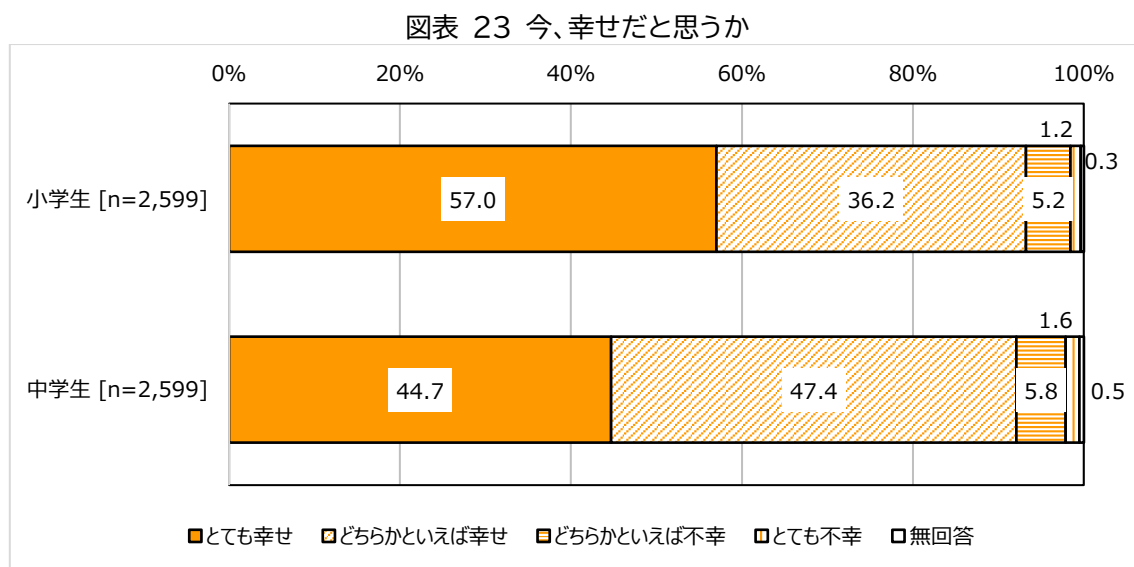
4. こども・若者の意識の現状

(1) 小・中学生アンケート調査結果

令和6年に実施した、小・中学生アンケート調査結果から、主な特徴は以下のとおりです。

① 今、幸せだと思うか

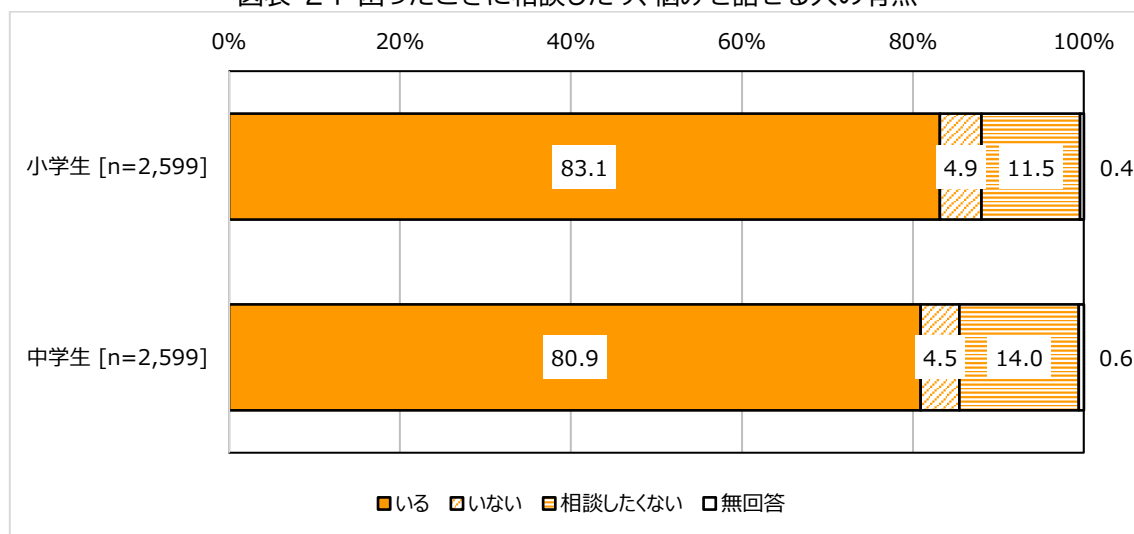
小学生、中学生ともに、幸せ(「とても幸せ」+「どちらかといえば幸せ」)だと思う人は90%を超えています。



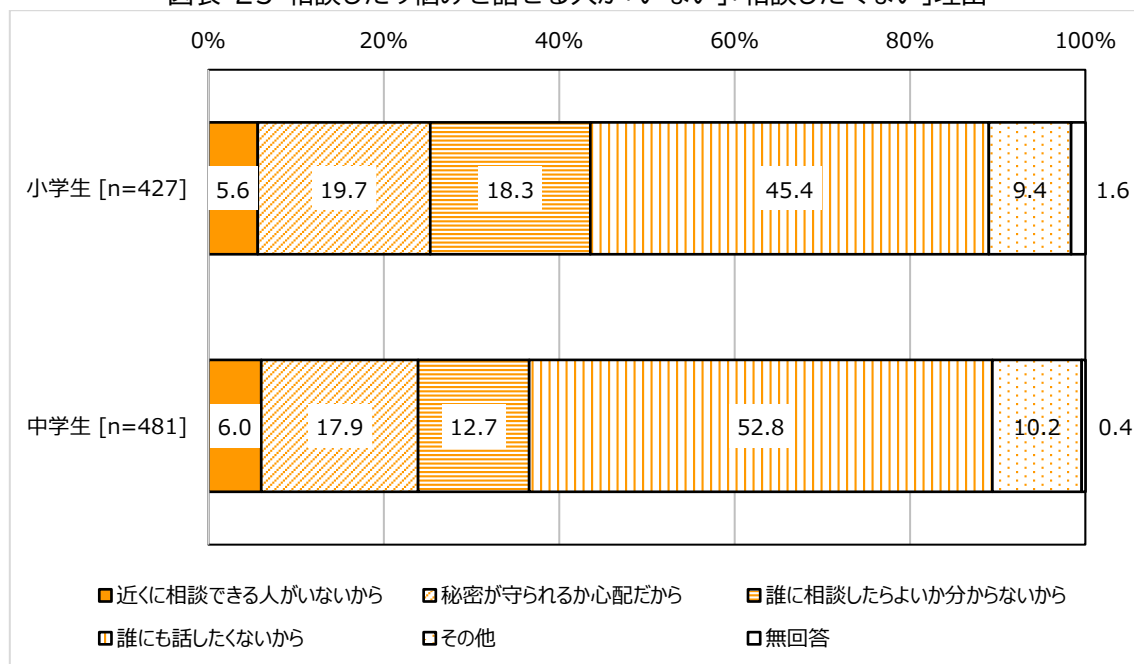
② 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無

小学生、中学生ともに、困ったときに相談したり、悩みを話せる人が80%以上いる一方で、15%程度が相談したり、悩みを話せる人がいない、相談したくないとなっています。その理由は、小学生、中学生いずれも「誰にも話したくないから」が最も高く(小学生45.4%、中学生52.8%)、次いで「秘密が守られるか心配だから」(小学生19.7%、中学生17.9%)、「誰に相談したらよいか分からないから」(小学生18.3%、中学生12.7%)となっています。

図表 24 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無



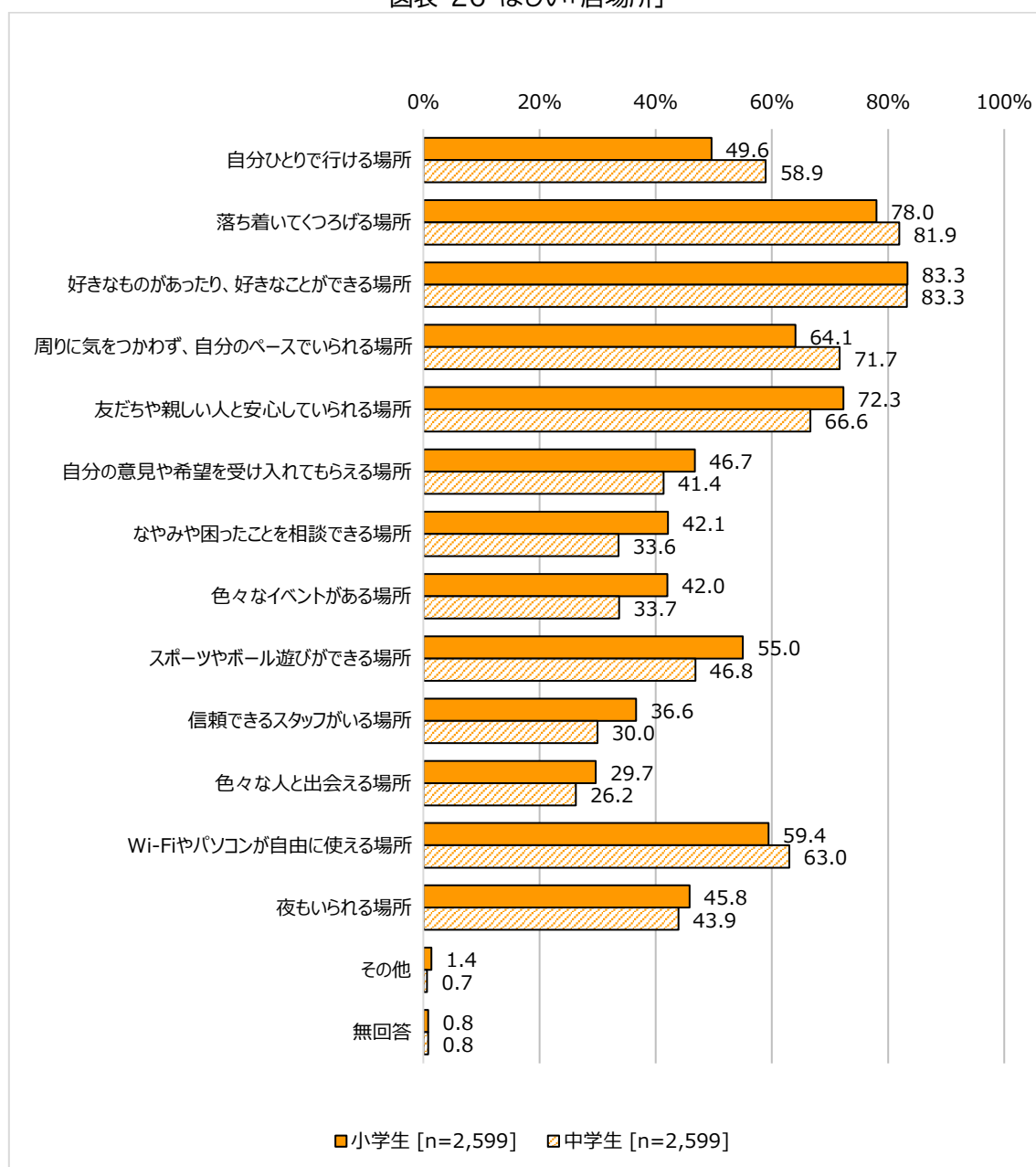
図表 25 相談したり悩みを話せる人が「いない」「相談したくない」理由



③ ほしい「居場所」

ほしい「居場所」は、小学生では、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が83.3%、「落ち着いてくつろげる場所」が78.0%、「友だちや親しい人と安心していられる場所」が72.3%、中学生では、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が83.3%、「落ち着いてくつろげる場所」が81.9%、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が71.7%となっています。

図表 26 ほしい「居場所」



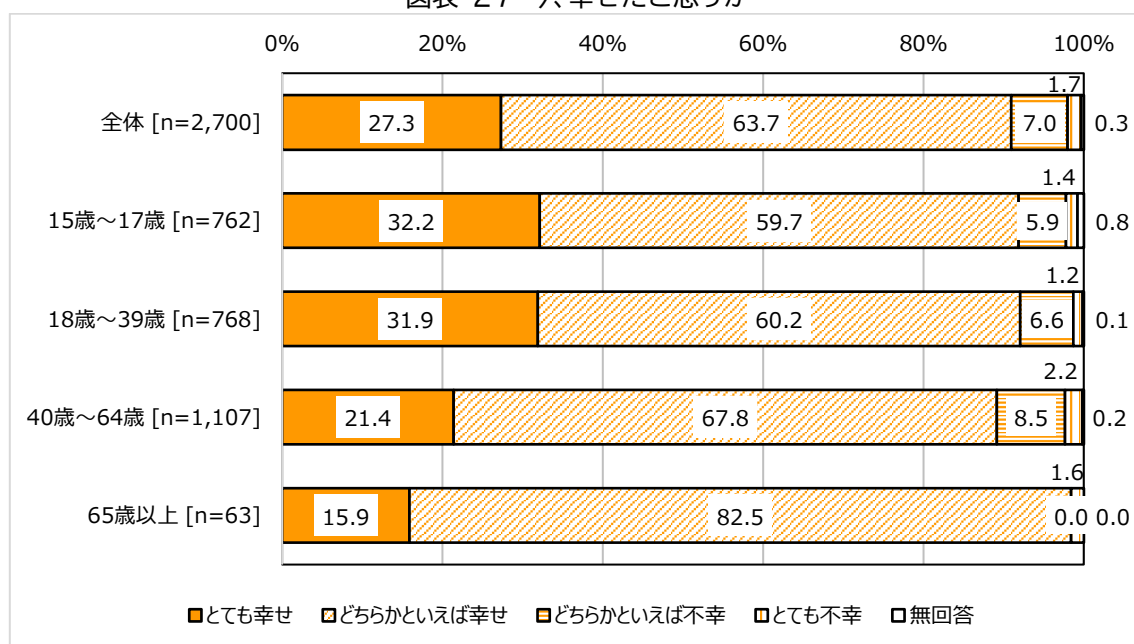
(2) 高校生以上アンケート調査結果

令和6年に実施した、高校生以上アンケート調査結果から、主な特徴は以下のとおりです。

① 今、幸せだと思うか

いずれの年代も「幸せ」(「とても幸せ」+「どちらかといえば幸せ」)が90%程度となっています。一方で、「不幸」(「とても不幸」+「どちらかといえば不幸」)については、40歳～64歳で10%程度、15歳～39歳で7%程度となっています。

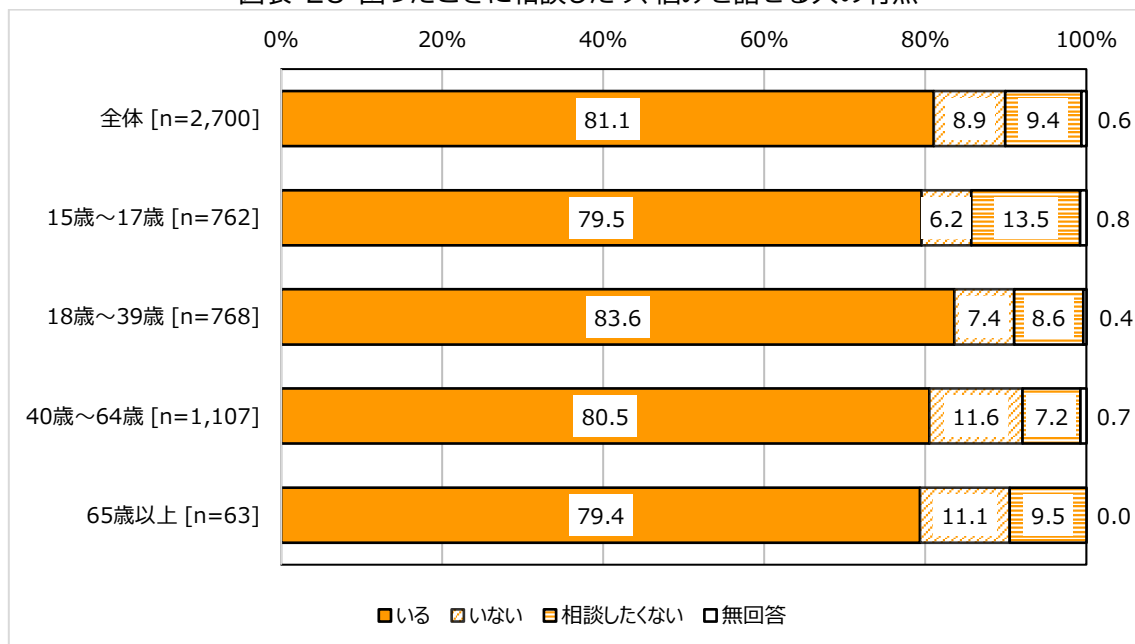
図表 27 今、幸せだと思うか



② 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無

困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無は、全体では、「いる」が81.1%、「いない」が8.9%、「相談したくない」が9.4%となっています。

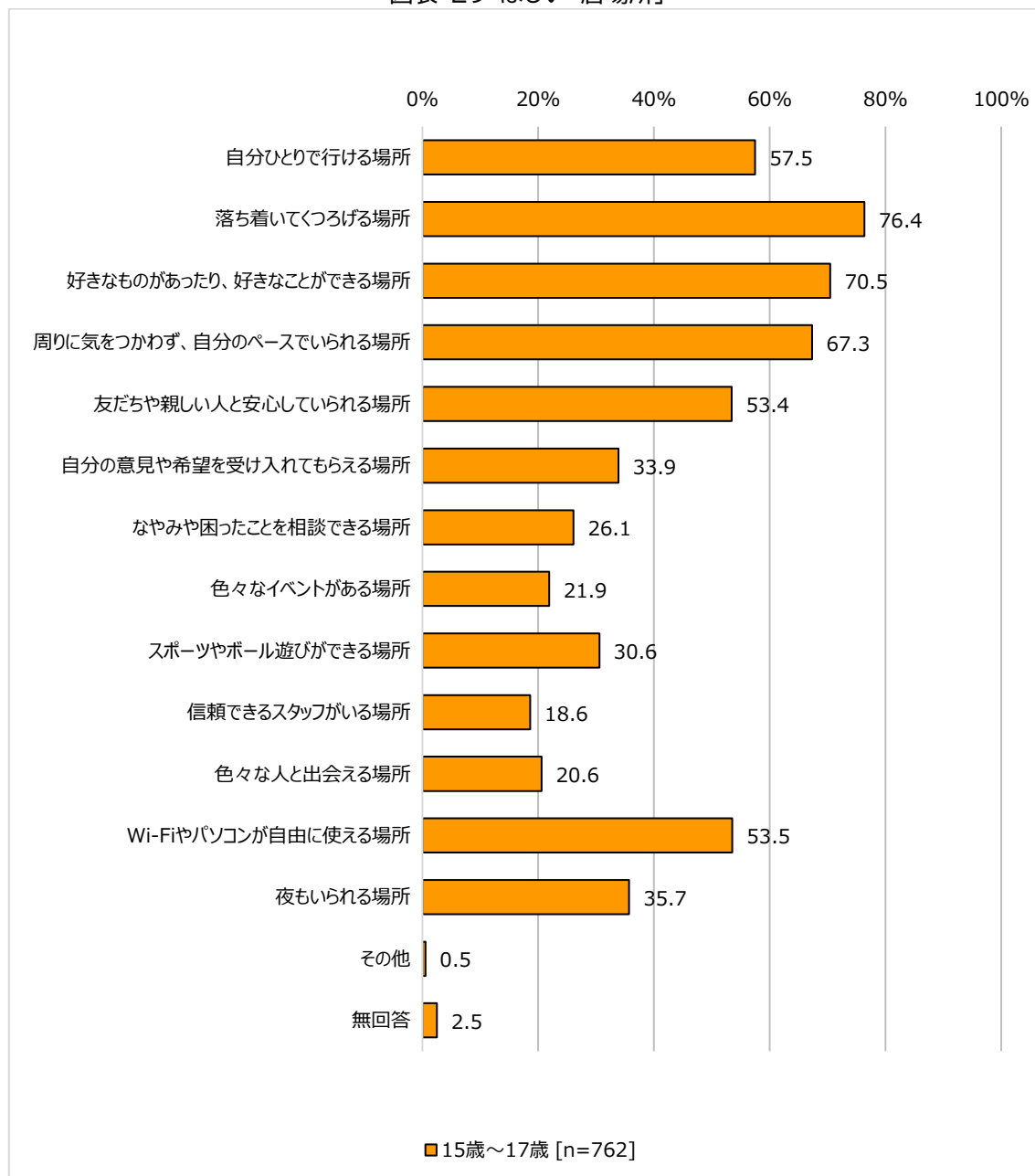
図表 28 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無



③ ほしい「居場所」

15歳～17歳のほしい居場所は「落ち着いてくつろげる場所」が76.4%、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が70.5%、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が67.3%となっています。

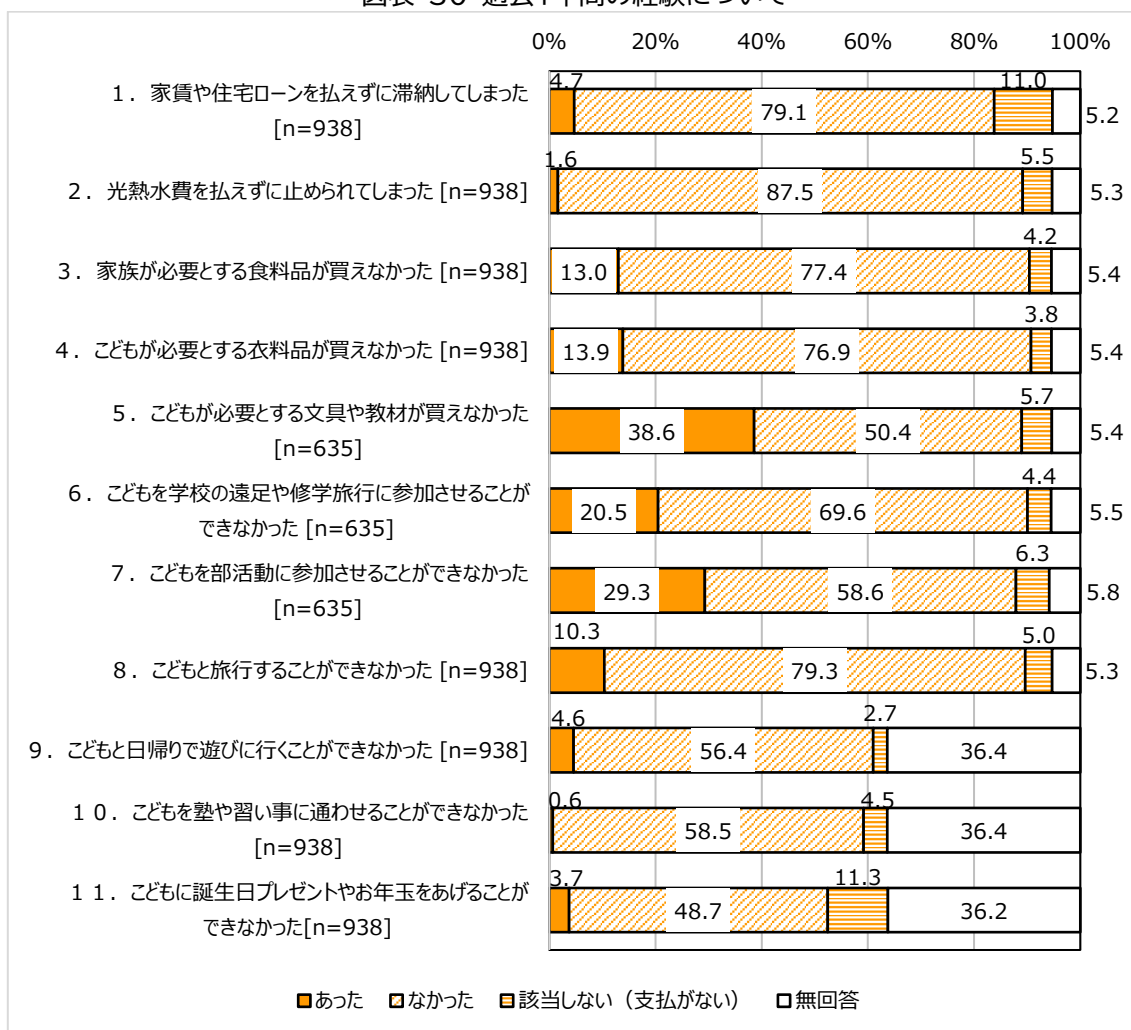
図表 29 ほしい「居場所」



④ 過去1年間の経験について

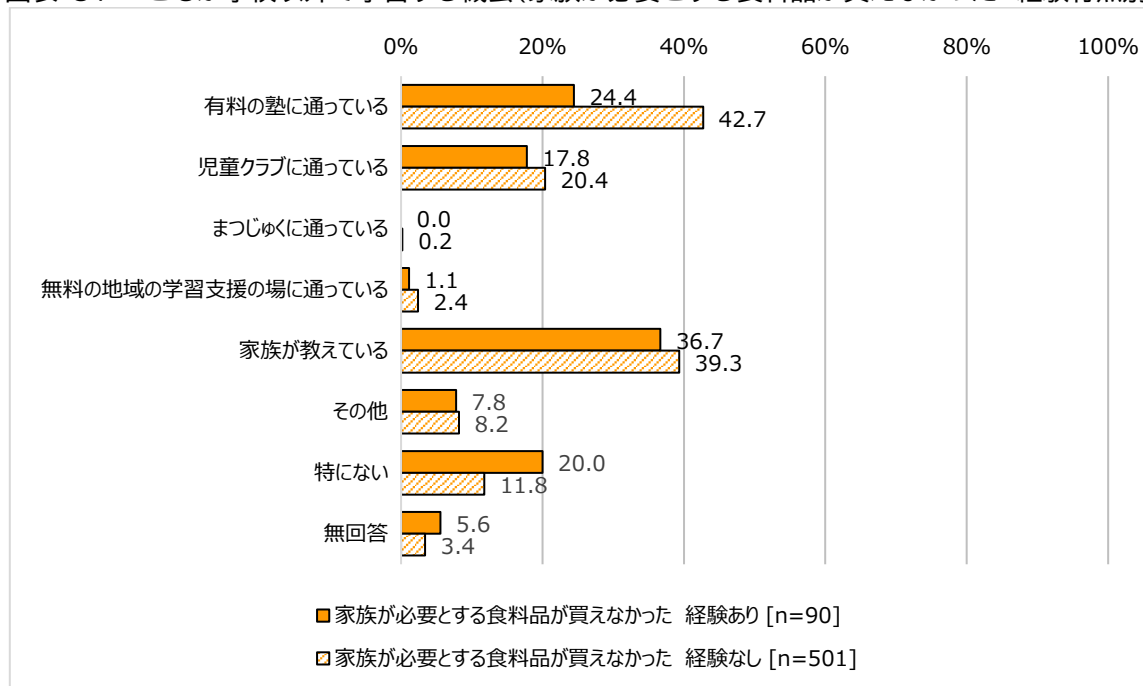
小学生以下の子どもがいる家庭で、過去1年間の経験として、「家族が必要とする食料品が買えなかった」経験のある人が10%程度、「家賃や住宅ローンを払えずに滞納してしまった」経験のある人は5%程度となっています。また、「子どもを部活動に参加させることができなかった」経験がある人が30%程度、「子どもを学校の遠足や修学旅行に参加させることができなかった」経験がある人が20%程度となっています。

図表 30 過去1年間の経験について



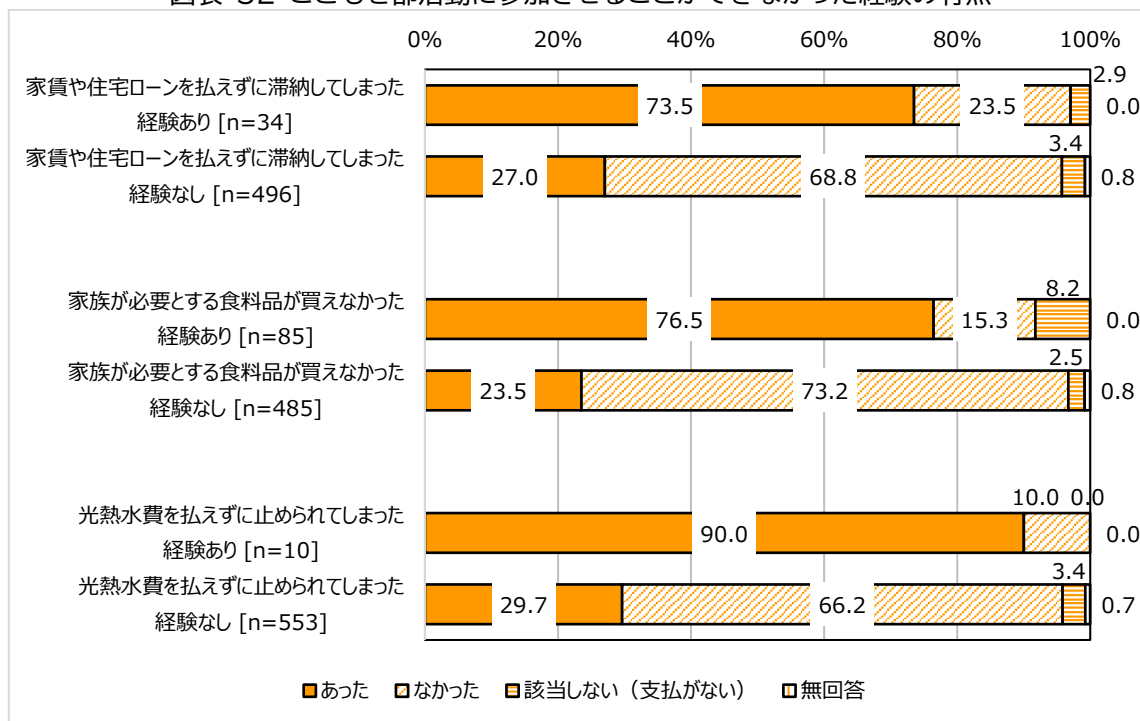
「家族が必要とする食料品が買えなかった」という経験がある人の方が、そうでない人よりも「有料の塾に通っている」割合が低く、学校以外で学習する機会が「特にない」割合が高くなっています。

図表 31 こどもが学校以外で学習する機会(家族が必要とする食料品が買えなかった 経験有無別)

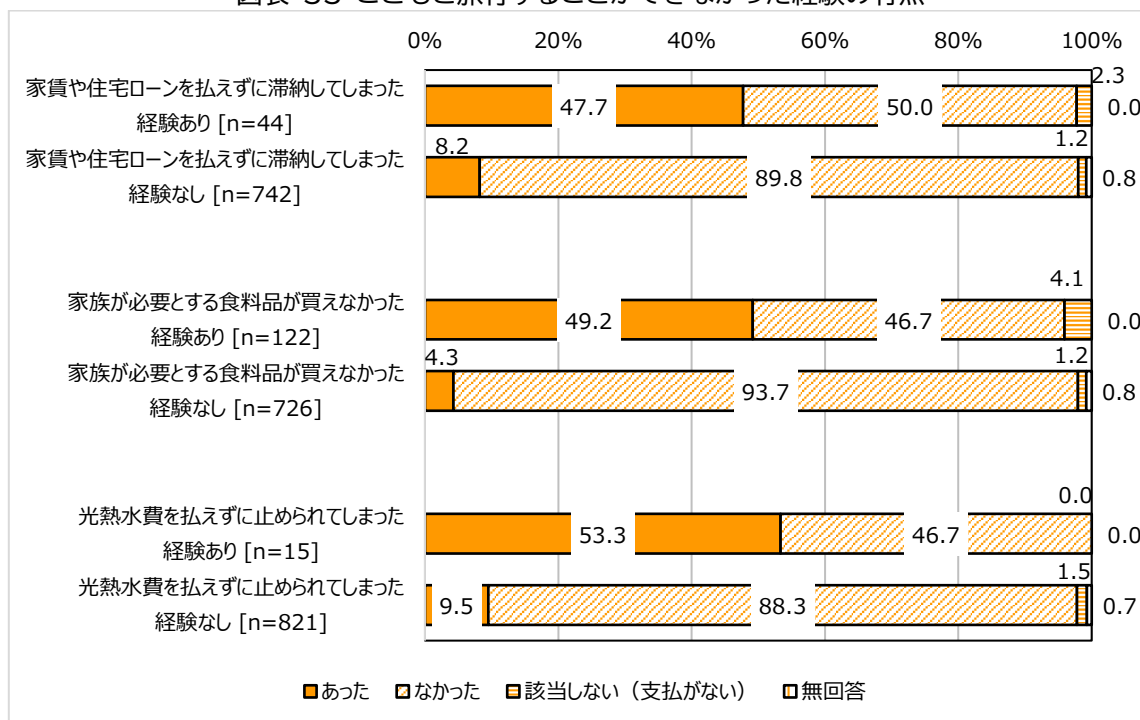


また、そのような経験がある人の方が、子どもを部活動に参加させることができなかった経験や子どもと旅行することができなかった経験がある割合が高くなっています。

図表 32 子どもを部活動に参加させることができなかった経験の有無



図表 33 子どもと旅行することができなかった経験の有無



(3) こども・若者ワークショップ結果

① 若者ワークショップ

○ワーク内容

大学生～社会人(18歳～30歳代)の若者20人が4つのグループに分かれ、各グループに割り振られたテーマで、関心のある課題、問題を設定し、その背景を分析しながら、課題の解決策と、自分自身が解決に向けてできること(マイアクション)を検討しました。

○ワークショップ結果

グループテーマ	主な課題	主な解決策
就職・キャリア	社会との接点が少なく、将来やりたいことが決められないまま就活が始まってしまう	・エントリーシートの作成講座を開催する ・学生と企業、団体をつなぐプラットフォームの設立 ・専門性の高くない中高生のうちから社会と関わる場を醸成 ・自分で早くから就職に向けて動き出す ・自分で自営業、兼業など、業態に関わらず様々な働き方を知る
教育・学びなおし	学校の先生が多忙、スキル向上が必要、予算が足りない	・教師で対応できないことは専門性のある地域人材が学校と結びつき対応する ・企業と学校との協働プロジェクトの実施 ・中高生の職場体験を深掘したインターンの実施
ライフデザイン・子育て	子育てに伴う、「時間」、「人とのつながり」、「お金」の問題	・「子育て早退」や「在宅勤務」を可能にする ・地域の中で見守り隊を発足し、皆でこどもを見守る ・出産、育児への助成を増やす ・大学生が協力し、こどもと地域の高齢者とのふれあいの場を企画し、夏休みなどの長期休暇に地域内で大学生や高齢者がこどもを見守る時間を作る ・「井戸端スペース」として保護者同士で気楽に話せる場を設ける
SNS に関すること	依存性、匿名性などの SNS 利用における危険性	・SNS 利用を制限するルール作り ・学校での教育を拡充する ・SNS から離れるため、対面でコミュニケーションを取ることができる場を増やす(こども食堂など)

○参加者の声

- ・自分では思いつかないような意見が聴けてすごく参考になった。
- ・大学生のみなさんとお話しできるいい機会でもあり、市の取組も知ることができてよかった。今後どういう取組があるのか調べてみたいと思った。

② こどもワークショップ

○ワーク内容と主な意見

第1回	【ワーク】 こどもの権利について ○子どもの権利条約(1条から40条)をみて、こどもだけにある権利と大人だけにある権利を考える (こどもからの意見) ・あてはまるのか、みんなで話し合ったが、判断するのが難しかった。 ・子どもの権利条約に書いてあるこどもの権利は、大人にもあてはまるものが多い。 ○身近なツールについて、そのルールは「仕方ない」、「おかしいところがある」ことを、それぞれ考え、グループで自分の考えを話してみよう (こどもからの意見) ・身の回りのおかしいと思っていたことに、みんな共感してくれた。 ・自分の周りだけではなく、不満に思っている人がいると分かってよかった。 ・みんなおかしいと思っているなら、改善しないと、住みやすくないと思った。 ・当たり前だったルールを考え直して、他の人の意見を聞くことで新しい発見があった。 ・思っていたことを話し合えてよかった。大人にも知ってもらい、良い市にしてほしい。
第2回	【ワーク】自分にとっての居心地～未来のまつやまを描いてみよう～ ○自分にとっての理想の居心地を言葉にしてみる (こどもからの意見) ・誰もが利用できる共有スペースがあればいい。大街道みたいな場所を増やしてほしい。 ・普段足を踏み入れない場所に、こどもでも入ることができる場所が欲しい。(例:職場体験) ・松山市の公園の中で、ボール遊びができるところを増やしてほしい。 ・気軽に相談できるところ(人を選べる)。 ・地域で交流して、仲良くなれるイベントをしてほしい。 ・市役所自体を市民にとって、もっと身近な場所にする。
第3回	【ワーク】「松山市こども計画」で大事と思うこと、松山市に求めること ○計画で大事と思うこと (こどもからの意見) ・今のこどもからの意見を聞いていくことが大事。 ○松山市に求めること (こどもからの意見) ・意見を受け入れているという意思表示が欲しい。 ・こどもだけで行ける、安全な場所があるといい。

○参加者の声

- ・もっと自分の気持ちを他の人に知ってもらいたいと思った。
- ・自分だけでなく、他の人も同じような思いをしていたのを知ってよかった。
- ・堅苦しい会だと思っていたが楽しかった。また参加したい。
- ・小中高生がフランクに意見できる場が初めてで、楽しく充実した時をおくれた。

5. これまでの取組の振り返り

「第1期松山市子どもの貧困対策計画」では、4つの施策の柱とそれらの成果指標を策定し、それぞれ令和7年度時点の目標数値を設定しました。「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」と同様に計画の終了年度を前倒しすることになりましたが、最新の実績は以下のとおりです。

● 4つの施策の柱と成果指標の実績について

施策の柱	成果指標	目標設定時	実績	目標 (令和7年度)
1. 教育の支援	①「困難あり家庭」の子どもの短大、高専、大学またはそれ以上への進学希望率(※)	52.9% (令和2年度)	55.2%(※) (令和6年度)	60%
	②土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
2. 生活の安定に資するための支援	③乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	100% (令和元年度)	99.6% (令和5年度)	100%
	④子ども総合相談の件数	2,653件 (令和元年度)	4,230件 (令和5年度)	3,200件
	⑤養育支援訪問の件数	2,718件 (令和元年度)	2,711件 (令和5年度)	3,200件
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	⑥高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	92% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑦自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	88% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
4. 経済的支援	⑧愛顔っ子応援券(おむつ券)の交付件数	1,976件 (令和元年度)	1,665件 (令和5年度)	1,976件
	⑨養育費の取り決めをしている割合(母子世帯)	49.6% (令和2年度)	57.2% (令和6年度)	55%
	⑩専門相談員による養育費相談件数	1件 (令和元年度)	14件 (令和5年度)	10件

(※)目標設定時は、愛媛県が実施した「愛媛県子どもの生活に関する調査」を参照して目標設定しましたが、令和5年度の同様の調査では、進学希望に関する項目がなかったため、松山市が令和6年度に実施した「松山市ひとり親世帯実態調査」から、ひとり親家庭のこども自身の進学希望調査の結果を実績としました。

成果指標の実績は、概ね目標を達成、または目標と同等程度となりましたが、「愛顔っ子応援券（おむつ券）の交付件数」については、出生数の減少により、目標設定時よりも減少しています。このような結果を踏まえ、今後の成果指標は、現計画からの変化を注視するために現行の指標を踏襲しながら、一部指標は、貧困対策に係る事業の成果が測ることができる指標となるよう見直す必要があります。

■松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による評価について

「第1期松山市子どもの貧困対策計画」の各施策に関連する事業について、それぞれの実施状況を審議会（松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）に毎年度報告し、A～C の3段階で評価を受けました。3か年の評価の集計については以下のとおりです。

A評価：十分な成果や実績をあげていると認められる

B評価：概ね市民が満足できる成果や実績をあげていると認められる

C評価：社会情勢等から考えると今後さらなる取組が必要である

施策の柱	施策	事業数	令和3年度 評価			令和4年度 評価			令和5年度 評価		
			A	B	C	A	B	C	A	B	C
1 教育の支援	1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	3	0	3	0	0	3	0	0	3	0
	2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	2	0	2	0	0	2	0	0	2	0
	3) 大学等進学に対する教育機会の提供	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0
	4) 特に配慮を要する子どもへの支援	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0
	5) 教育費負担の軽減	5	0	4	1	0	5	0	0	5	0
	6) 地域での学習支援等	2	1	1	0	0	2	0	0	2	0
	7) その他の教育支援	3	0	3	0	0	3	0	0	3	0
2 生活の安定に資するための支援	1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期での支援	12	4	8	0	3	9	0	2	10	0
	2) 保護者の生活支援	18	2	15	1	1	17	0	0	18	0
	3) 子どもの生活支援	3	1	2	0	0	3	0	0	3	0
	4) 子どもの就労支援	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	5) 住宅に関する支援	3	0	3	0	1	2	0	0	3	0
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	1) ひとり親に対する就労支援	8	0	8	0	1	7	0	0	7	1
	2) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	3	0	3	0	0	3	0	0	3	0
4 経済的支援	1) 子育て世帯等への経済的支援	16	2	14	0	4	12	0	0	16	0
総事業数／評価の平均		81	11	68	2	10	71	0	2	78	1

各事業の実績や評価など、詳細については市ホームページに掲載しています。

「松山市子どもの貧困対策計画」の実績の詳細は[こちら](#)



6. 本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

(1) こどもの権利保障や子育て支援に関する意識等の状況

- 小学生、中学生、15～17歳、18～39歳では、5～7%程度は相談したり悩みを話せる人がいない、10%程度は相談したくないという状況となっています。その理由として、「誰に相談したらよいか分からない」「秘密が守られるか心配」の合計が約20%～40%となっています。各種相談窓口の認知度は概ね50%を下回っており、悩みを抱えた際に誰かに相談できるよう相談窓口の周知啓発が必要です。また、対面だけでなく、SNSなど、多様な方法による相談体制を確保することも重要です。
- 希望する進路や将来の夢がある人は、小学生では70%を超えていますが、中学生では60%程度と下がっており、すべてのこどもが、将来への希望や夢を持てるよう、進路や就職など、将来のことについて知る機会や相談できる機会を充実させる必要があります。
- 「周りの人に自分の意見を聞いてもらえている」と思っている15歳～17歳は90%程度になっています。すべてのこどもが、自由に意見を発言できると思えるよう、こどもの権利に関する教育、啓発を進めるとともに、幼少期から周りの大人がこどもの意見に積極的に耳を傾ける環境を作ったり、自分の考えを周りの人に伝えることができるようにサポートしていく必要があります。
- 女性の育児休業取得率が約50%に対し、男性は約11%と低くなっており、その理由として仕事の多忙や職場で育児休業を取りにくい雰囲気があることがあがっています。地域や企業を含む、社会全体で子育てを支援していくための意識醸成が必要となっています。

(2) こどもの健やかな育ちを支える環境等の状況

- アンケート調査やワークショップでの意見で、希望する「居場所」の条件として、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」「落ち着いてくつろげる場所」が、小中学生、15～17歳で、いずれでも高くなっており、誰もが安心して、好きなことに取り組めるような居場所の拡充を目指していく必要があります。
- 令和6年4月開設のこども家庭センターの認知度は、妊婦で50%程度、15歳以上(妊婦を除く)では40%程度となっており、全成育期で認知度を高め、切れ目のない支援につなげることが必要です。
- 本市の保育所等利用待機児童数は令和4年度以降ゼロとなっており、引き続き質、量と

もにニーズに応じた保育サービスの提供に努めることが重要です。

- 本市の放課後児童クラブ数、利用児童数は増加傾向にあり、待機児童についても、コロナ禍を経ても増加し、令和6年5月1日時点で、放課後児童クラブの待機児童数があることから、こどもの居場所づくり、また保護者の仕事と子育ての両立の観点から、受け入れ体制の拡充が必要です。
- 「プレコンセプションケア」に対する、15～17歳や妊婦の認知度は4%程度とまだ低く、若い世代からの教育、周知啓発が重要です。朝食の欠食や睡眠不足など、正しい生活習慣が送れていないこども、若者、妊婦が一定数おり、生活習慣の改善やメンタルヘルスケアの支援が必要となっています。

(3) 特別な支援を必要とするこどもの状況

- 小学生以下のこどもがいる家庭で、過去1年間の経験として、家族が必要とする食料品が買えなかった経験のある人の方が、そうでない人よりも、こどもを部活動に参加させることができなかった経験やこどもと旅行することができなかった経験がある割合が高くなっており、こどもの学習機会や体験の有無に差が生まれていることから、家庭の環境に関わらず、こどもが健やかに育つことができるよう、学習や体験の機会を提供していく必要があります。
- 本市の小中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度は1,415人と、4年前の令和元年度の637人から2倍以上となっています。不登校となっている児童・生徒に寄り添ってその理由を丁寧に確認し、適切なサポートや問題の解決に努める必要があります。
- 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の数についても増加傾向にあり、虐待の予防、早期発見、早期対応が必要となっています。また、親子関係の形成支援や、伴走型の支援が重要です。
- 小中学校の特別支援学級の児童・生徒数や、障がい福祉サービスの利用児数が増加傾向にあるなど、特別なニーズのあるこどもに対して、特別支援教育や福祉サービスの充実、包摂(インクルージョン)の推進などが必要です。また、母子保健や子育て支援の事業などにより、発達特性に気づいたときから丁寧に支援を提供していくことも重要です。

(4) 若者のライフプランに関する状況

- 若者ワークショップでは、社会との接点が少なく、自身の将来の姿を描けないまま就職活動が始まってしまうという声がありました。学校の中にとどまらず、社会とのつながりが生まれる機会を作っていくことが重要です。
- また、キャリアやお金、子育てについての教育が不十分であり、将来への不安が大きいという声もあり、地域人材の活用も視野に入れ、キャリア教育やライフプランを考える機会を設ける必要があります。
- 本市の女性就業率は、すべての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19歳」を除いて下回っています。若い女性が希望する仕事に就き、活躍できるよう、社会的な意識醸成や就業機会の確保に取り組み、キャリア形成を支援していくことが重要です。
- プレコンセプションケアの認知度は低い状況にあり、妊娠を含めた生涯の健康づくりに向けてさらなる推進が必要となっています。

(5) 子育て当事者の状況

- 妊婦のこども家庭センターの認知度は50%程度となっており、さらに認知度を高め、子育てについての困りごとや悩みを解消できるよう相談につなげていくことが求められます。また、妊娠中および子育て中の母親、父親に寄り添い、個々の状況に合わせた支援ができるよう体制の充実が必要です。
- ひとり親世帯では、親とこどもだけの家庭が75%程度で、孤立しないよう地域での支援が必要です。子育て支援、生活支援のサービス利用につながるよう、各種サービスの認知度を向上させていく必要があります。また、経済的に苦しいと感じる家庭が多く、就業支援や養育費確保等の支援、福祉資金の貸付やこどもの学習支援の活用などについても推進していく必要があります。

第3章 施策の展開

1. 施策体系

めざす姿	基本方針	推進施策
こどもたち一人ひとりが主人公 誰もが自分らしく輝くまっやま	(1) こどもの権利を尊重し、 社会全体で こども・若者を育てる	① こども・若者の意見表明の推進 ② 仕事と子育ての両立支援 ③ こどもまんなか社会の推進
	(2) こども・若者の 健やかな育ちを支える	① こども・若者の居場所づくり ② 教育・保育の環境整備 ③ ライフステージに応じた切れ目ない 支援
	(3) こども・若者を誰一人 取り残さず 重層的に支援する	① 養育支援 ② 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策 ③ 障がい、医療的ケア等支援 ④ いじめ、不登校、自殺対策
	(4) 若者が自ら希望する ライフプランの実現を 後押しする	① 心身の健康向上 ② 出会い、結婚支援 ③ 就労、ライフプランニング支援
	(5) 安心して子育てできるよう 子育て当事者を支援する	① 子育て世帯への経済的負担軽減 ② ひとり親家庭の自立促進 ③ 関係機関と連携した相談体制の構築

2. 事業一覧

松山市こども計画の基本方針及び推進施策に沿って展開する事業のうち、第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画に該当する事業は以下のとおりです。

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
1	2	ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課
1	2	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
1	2	【従】施設型給付 保育所事業	私立保育所の運営費を委託料として施設に支出する。	保育・幼稚園課
1	2	【従】施設型給付 幼稚園事業	私立幼稚園の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課
1	2	【従】一時預かり事業 (私立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を受け入れる私立保育所等や、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施する私立幼稚園等に補助を行う。	保育・幼稚園課
1	2	【従】一時預かり事業 (公立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を公立保育所等で受け入れる。	保育・幼稚園課
1	2	【従】地域型保育給付事業	地域型保育事業所の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課
1	2	【従】病児・病後児 保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、市内在住の小学6年生以下のこどもが自宅での療養を余儀なくされる期間、市内5か所及び東温市、松前町(各1か所)の施設で一時的な保育を行う。	保育・幼稚園課
1	2	【従】施設型給付 認定こども園事業	認定こども園(幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型)に対し、運営等の費用を給付する。	保育・幼稚園課
1	2	【従】商店街保育事業	3歳未満児の小規模保育を実施するとともに、商店街を利用することも連れ世帯の利便性向上と商店街の活性化を図るため、託児事業や地域子育て支援拠点事業を実施する。	保育・幼稚園課
1	2	【従】保育所事務管理費	公立直営保育所及び認定こども園(全16園)の施設の修繕費など運営に関する費用や、公立委託保育所(全9園)の運営委託料を支出する。	保育・幼稚園課
1	2	【従】市立幼稚園 預かり保育事業	保護者の急用や就労等による長時間保育のニーズに対応し、子育て支援の環境を整備するため、市立幼稚園の在園児を対象に、教育時間終了後や長期休業中に預かり保育を実施する。	保育・幼稚園課
2	1	子育てひろば等支援事業	乳幼児とその保護者が気軽に集うことができる場所を提供し、子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行う。また、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、こどもの健やかな育ちを支援する。	こどもえがお課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	1	児童館等管理運営事業	児童館及び児童センターを市内 8 か所に設置している。こどもが安心して遊ぶための機能等を充実させるとともに、健全な遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることにより児童の健全育成を図る。令和 8 年度からは、畑寺児童館で夏休みなど長期休暇中に、昼間保護者が家庭に不在となる小学生が過ごす居場所と遊びや学びの機会を提供することで、こどもの居場所の充実を図る。	こどもえがお課
2	1	児童クラブ運営事業	昼間、保護者のいない留守家庭児童に適切な遊びや生活の場を提供するため、児童クラブを設置し、児童の健全育成を進める。令和 8 年度は、新たに会計事務や書類作成等の事務を担う職員を配置する際に委託料の加算を行うとともに、民間児童クラブへの補助を拡充させ、受入定員を増やすことで、待機児童の解消につなげる。また、公設児童クラブの入会手続きや保護者負担金の徴収を市が直接行うため、新たにシステムを導入する準備を進める。	こどもえがお課
2	1	休日子どもカレッジ推進事業	夏休み等の長期休業中に、親の不在や家庭の事情により体験や人とのつながりが不足することにも対し、安全・安心な居場所を確保するとともに、学びや遊び、交流などの様々な体験を提供し、こどもの育ちを支援する。	こどもえがお課
2	1	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)私立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、私立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課
2	1	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)公立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、公立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課
2	1	学校・家庭・地域連携協力推進事業	地域住民の協力を得て、放課後や週末等に小学校の余裕教室などを活用し、勉強やスポーツ・文化活動などを実施する放課後子ども教室や登下校の見守り、授業の補助など学校に対する多様な協力活動などの地域学校協働活動を推進する。	地域学習振興課
2	1	【従】地域子育て支援拠点事業(直営型)	地域子育て支援拠点「すくすくひろば」で、未就学児を持つ親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談を行うことで、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	すくすく支援課
2	2	公立保育所整備事業	老朽化が進んでいる公立保育所の園舎を大規模改修または建替することで、安全・安心な保育環境の維持及び改善を図る。	保育・幼稚園課
2	2	施設型給付保育所事業	私立保育所の運営費を委託料として施設に支出する。	保育・幼稚園課
2	2	施設型給付幼稚園事業	私立幼稚園の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課
2	2	一時預かり事業(私立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を受け入れる私立保育所等や、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施する私立幼稚園等に補助を行う。	保育・幼稚園課
2	2	一時預かり事業(公立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を公立保育所等で受け入れる。	保育・幼稚園課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	2	地域型保育給付事業	地域型保育事業所の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課
2	2	病児・病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、市内在住の小学6年生以下のこどもが自宅での療養を余儀なくされる期間、市内5か所及び東温市、松前町(各1か所)の施設で一時的な保育を行う。	保育・幼稚園課
2	2	施設型給付 認定こども園事業	認定こども園(幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型)に対し、運営等の費用を給付する。	保育・幼稚園課
2	2	商店街保育事業	3歳未満児の小規模保育を実施するとともに、商店街を利用することも連れ世帯の利便性向上と商店街の活性化を図るため、託児事業や地域子育て支援拠点事業を実施する。	保育・幼稚園課
2	2	保育所事務管理費	公立直営保育所及び認定こども園(全16園)の施設の修繕費など運営に関する費用や、公立委託保育所(全9園)の運営委託料を支出する。	保育・幼稚園課
2	2	市立幼稚園 預かり保育事業	保護者の急用や就労等による長時間保育のニーズに対応し、子育て支援の環境を整備するため、市立幼稚園の在園児を対象に、教育時間終了後や長期休業中に預かり保育を実施する。	保育・幼稚園課
2	2	幼稚園事務管理費	市立幼稚園の運営に関する費用を支出するほか、幼稚園教諭等の資質向上を図るための研修を実施する。	保育・幼稚園課
2	2	松山の教育研究開発事業	教職員の授業力向上を図り、児童生徒の確かな学力と豊かな心を育成するため、小中学校と協働した授業づくりの研究や「ふるさと松山学」教材の活用促進等を通して、特色ある松山の教育を推進する。	教育研修センター事務所
2	3	地域子育て支援拠点事業 (直営型)	地域子育て支援拠点「すくすくひろば」で、未就学児を持つ親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談を行うことで、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	すくすく支援課
2	3	妊娠・出産支援事業	妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない伴走型の相談支援を実施するため、相談等の拠点となる「こども家庭センターすくすく・サポート」等で全ての妊婦と面談し、支援が必要な者を把握するとともに、乳児がいる全ての家庭の訪問や産後ケア、育児講座等を実施することで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。	すくすく支援課
2	3	こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口として、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速で的確に対応する。	こども相談課
2	3	【従】子育て応援券 交付事業	第2子以降の出生時に、紙おむつを約1年分購入できる応援券 50,000 円(1,000 円×50枚綴り)を交付する。	子育て支援課
2	3	【従】ファミリー・サポート・ センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課
2	3	【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
2	3	【従】児童手当支給事業	児童を養育している家庭等での生活の安定と児童の健全な成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	3	【従】子ども医療助成事業	18歳年度末までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
3	1	養育支援訪問事業	若年妊婦や、育児ストレス、産後に強い不安感や孤独感を抱えるなど様々な原因で養育支援が必要な家庭に、保健師、保育士などが訪問し、具体的な養育に関する指導や助言等を行う。	こども相談課
3	1	【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
3	1	【従】母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課
3	1	【従】地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)私立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、私立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課
3	1	【従】地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)公立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、公立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課
3	1	【従】要保護児童対策事業	要保護児童等への継続支援、総合的な支援、予防的支援を実施するため、医療・保健・福祉・学校等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を進める。	こども相談課
3	2	こどもの居場所づくり事業 (こども食堂支援分)	無料又は低価格でこどもたちに食事を提供し、こどもたちが地域の人たちと交流しながら、安心して過ごせる居場所であるこども食堂に対し助成を行う。令和8年度は、これまでの実績と物価上昇の影響等を考慮し、補助限度額を引き上げる。	こどもえがお課
3	2	女性相談支援事業	DVをはじめ、女性のいろいろな悩みごとについての相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。	子育て支援課
3	2	要保護児童対策事業	要保護児童等への継続支援、総合的な支援、予防的支援を実施するため、医療・保健・福祉・学校等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を進める。	こども相談課
3	2	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、専門相談窓口を設け、相談対応や学校訪問を行うとともに、周知・啓発で認知度の向上に取り組み、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげる。	こども相談課
3	2	児童育成支援拠点事業	養育環境等に配慮を要する学童期のこどもに、居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供などに加え、保護者への相談支援や関係機関の連絡調整を行う。	こども相談課
3	2	生活困窮者自立相談支援窓口	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談窓口を設置し、就労支援を含む自立に向けた課題分析やプラン作成等を行うとともに、必要に応じて他機関へつなぐ。	生活福祉総務課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
3	2	住居確保給付金	離職等による収入の減少により、住居を失う、またはおそれのある方で、一定の要件を満たした場合、就職活動を行うことを条件に、原則3カ月間家賃相当分を支給する。また、収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある方で、一定の要件を満たした場合、転居費用相当分を支給する。	生活福祉総務課
3	2	生活保護支給事業	生活に困窮するすべての市民に対して困窮の程度に応じて必要な保護を行う。	生活福祉総務課 生活福祉業務第1課 生活福祉業務第2課
3	2	教育扶助費(給食費)	生活保護法の教育扶助として、保護者が負担すべき給食費を小中学校に代理納付する。	生活福祉総務課 生活福祉業務第1課 生活福祉業務第2課
3	2	生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減事業(教育扶助費、生業扶助費(高校就学費))	生活保護受給世帯に対し、義務教育や高校の就学に必要な費用を支給する。	生活福祉総務課 生活福祉業務第1課 生活福祉業務第2課
3	2	進学・就職準備給付金支給事業	大学等に進学する被保護者や、高校卒業後、安定した職業に就くことで自立が見込まれる被保護者に対し、新生活の初期費用として、自宅から通学・通勤する者には10万円、自宅外から通学・通勤する者には30万円を支給する。	生活福祉総務課 生活福祉業務第1課 生活福祉業務第2課
3	2	生活保護受給者への健康診査実施事業	40歳以上の生活保護受給者(無保険者のみ)や中国残留邦人等に対する支援給付受給者に健診機会を提供するため、医師会に委託し、健康診査を指定医療機関で行う。	健康づくり推進課
3	2	市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	住宅課
3	2	住宅セーフティネット推進事業	住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、セーフティネット住宅の登録を促すための情報発信を行う。	住宅課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業(こどもの学習支援事業:まつじゅく)	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られないこどもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業(こどもの学習支援事業:土曜塾)	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業(こどもの学習支援事業:土曜塾プラス)	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした学習支援を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業(こどもの学習支援事業:模試費用、受験料支援)	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校3年生と中学3年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業（ひとり親家庭等日常生活支援事業）	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業（ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業）	ひとり親家庭の親及び離婚前から当該事業による支援が必要な方の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業（高等職業訓練促進給付金等支給事業）	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業（自立支援教育訓練給付金支給事業）	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業（ひとり親家庭学び直し支援事業）	高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業（母子・父子自立支援員等による相談の充実）	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業（専門相談員による相談の実施）	養育費の取り決めや確保、こどもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。	子育て支援課
3	2	【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
3	2	【従】ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課
3	2	【従】母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行う。	子育て支援課
3	2	【従】母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課
3	2	【従】助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	子育て支援課
3	2	【従】児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
3	3	小児慢性特定疾病・育成・養育医療費等給付事業	慢性疾患により長期療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、疾患の治療にかかる医療費の助成、日常生活用具の給付、自立支援事業を実施する。	すくすく支援課
3	3	日中一時支援事業	在宅の障がい者又は障がい児の介護を行う方の疾病やその他の理由で、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)に対して、障害者支援施設等で日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練やその他の支援を行うことで、障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図る。	障がい福祉課
3	3	補装具交付修理事業	補装具は身体障がい者(児)の失われた身体機能を補完又は代償する用具であり、交付及び修理、借受を行うことで身体的欠損や身体的機能損傷を補い、日常生活、職業生活の能率の向上を図る。	障がい福祉課
3	3	重度障がい児訪問看護利用助成事業	常時医療行為を必要とする重度障がい児が、在籍する学校で、経管栄養、たんの吸引、気管カニューレの管理等のため訪問看護師の派遣を必要とする場合に、保護者に対して費用の一部を助成する。	すくすく支援課
3	3	市重度心身障がい児福祉年金事業	重度心身障がい児童福祉年金を支給することにより、障がい児童家庭の生活の安定と福祉の増進を図る。	障がい福祉課
3	3	日常生活用具給付貸与事業	在宅重度心身障がい者(児)の日常生活が円滑に行えるよう障がいの種別や程度に応じた日常生活用具の給付及び福祉電話の貸与を行う。	障がい福祉課
3	3	重度障がい者(児)住宅整備事業	日常生活で他の者の介護を必要とする在宅重度身体障がい者(児)のいる世帯に対し、当該身体障がい者(児)の日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立更生を促進する。	障がい福祉課
3	3	特別障害者手当等支給事業(障害児福祉手当)	身体障がい(1・2 級一部程度)や知的障がい(療育手帳A最重度程度)があり、常時介護を必要とする20歳未満の児童に対し障害児福祉手当を支給する。	障がい福祉課
3	3	重度心身障害者医療助成事業	身体障害者手帳(1・2 級)、療育手帳A又は療育手帳B(中度)と身体障害者手帳両方の所持者に対し、医療費の助成を行う。	障がい福祉課
3	3	特別支援教育事業	就学相談や通級相談、特別支援教育指導員派遣相談などの相談体制を整備し、特別な教育的ニーズのある子どもたちに応じた支援体制の整備や充実を図る。	学校教育課
3	4	スクールカウンセラー等活用事業	愛媛県のスクールカウンセラー等活用事業により、松山市立の全小中学校でスクールカウンセラーの活用を図る。	学校教育課
3	4	不登校対策総合推進事業	ひきこもりや不登校の児童生徒及びその保護者へのきめ細かな支援を行うため、こども相談課と連携し、来所・家庭訪問等による相談や学習などの支援に加え、少人数での学習・スポーツ・体験活動などを通じた支援として、松山わかあゆ教室・北条文化の森教室の運営を行う。	教育支援センター事務所
3	4	【従】こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口において、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速的確に対応する。	こども相談課
4	1	【従】妊娠・出産支援事業	妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない伴走型の相談支援を実施するため、相談等の拠点となる「こども家庭センターすくすく・サポート」等で全ての妊婦と面談し、支援が必要な者を把握するとともに、乳児がいる全ての家庭の訪問や産後ケア、育児講座等を実施することで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。	すくすく支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
5	1	子育て応援券交付事業	第2子以降の出生時に、紙おむつを約1年分購入できる応援券50,000円(1,000円×50枚綴り)を交付する。	子育て支援課
5	1	児童手当支給事業	児童を養育している家庭等での生活の安定と児童の健全な成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	子育て支援課
5	1	子ども医療助成事業	18歳年度末までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
5	1	ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
5	1	ファミリー・サポート・センター運営等事業(利用料の助成に関する部分)	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。周知活動により提供会員の確保に努めるとともに、利用料の助成により利用促進を図る。	子育て支援課
5	1	助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	子育て支援課
5	1	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
5	1	地域保育所保育料補助事業	18歳未満の児童が3名以上いる世帯で、第3子以降の3歳未満児が地域保育所に入所する場合、世帯の所得に応じて保育料の全額又は半額を補助する。	保育・幼稚園課
5	1	子育てのための施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化対象施設としての「確認」が完了した施設に通うこどもに係る給付費を施設又は保護者に給付する。また、新制度未移行幼稚園に通う低所得世帯及び第3子以降(小学3年生までの範囲)に対する実費徴収額(副食費)の補足給付を行う。	保育・幼稚園課
5	1	奨学資金貸付事業	経済的事情により大学・短大への修学が困難な方に修学の機会を与えるため、学業に必要な資金を無利子で貸し付け、有用な人材を育成する。	教育総務課
5	1	小学校就学援助費(学用品費等)支給事業	経済的理由で就学が困難な児童の保護者に対して就学援助費を支給する。	学校教育課
5	1	中学校就学援助費(学用品費等)支給事業	経済的理由で就学が困難な生徒の保護者に対して就学援助費を支給する。	学校教育課
5	1	就学援助費(医療費)支給事業	学校教育法等に基づき、要保護・準要保護児童生徒の保護者を対象に、特定の疾病にかかる医療費の援助を行う。	保健体育課
5	1	就学援助費(学校給食費)支給事業	学校教育法等に基づき、準要保護児童生徒の保護者を対象に、学校給食費の援助を行う。	保健体育課
5	2	母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課
5	2	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行う。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業(こどもの学習支援事業:まつじゅく)	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られないこどもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業: 土曜塾)	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業: 土曜塾プラス)	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした学習支援を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業: 模試費用、受験料支援)	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校3年生と中学3年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭等日常生活支援事業)	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業)	ひとり親家庭の親及び離婚前から当該事業による支援が必要な方の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (高等職業訓練促進給付金等支給事業)	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (自立支援教育訓練給付金支給事業)	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭学び直し支援事業)	高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (専門相談員による相談の実施)	養育費の取り決めや確保、こどもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (母子・父子自立支援員等による相談の充実)	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (「ひとり親家庭のしおり」等を通じた情報提供)	「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等で配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知に努める。離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れないようチラシによる案内を行う。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (養育費に関する情報提供と広報・啓発活動)	養育費の取得手続きなどについて、情報提供をする。「ひとり親家庭のしおり」の配布等により、養育費の支払(取得)に関する啓発を行う。養育費について、相談から取得まで一貫した支援を行う。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (親子交流に関する情報提供と広報・啓発活動)	こどもの立場からの親子交流について、広報・啓発をする。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (官民連携自立支援プログラム策定推進事業)	自立支援プログラムの策定率を向上させるため、民間が実施する「コスメバンクプロジェクト」と連携し、女性が前向きに就労や自身のキャリア形成を考えていけるよう支援する。	子育て支援課
5	2	【従】児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
5	2	【従】女性相談支援事業	DVをはじめ、女性のいろいろな悩みごとについての相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。	子育て支援課
5	2	【従】市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	住宅課
5	3	重層的支援体制整備事業	各相談支援機関の連携を強化し、世代や属性を問わない、より質の高い相談支援を行う。	長寿福祉課
5	3	【従】要保護児童対策事業	要保護児童等への継続支援、総合的な支援、予防的支援を実施するため、医療・保健・福祉・学校等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を進める。	こども相談課

第4章 個別計画記載事項

国の「こども大綱」にある、「第3 こども施策に関する重要事項、1 ライフステージを通した重要事項（4）こどもの貧困対策」を参考に、基本目標等を以下のとおり設定します。

1. こどもの貧困に関するアンケート結果

- 小学生以下のこどもがいる家庭で、過去1年間の経験として、家賃や住宅ローンを払えずに滞納してしまった経験のある人は5%程度、家族が必要とする食料品が買えなかった経験のある人が10%程度おり、今後も、貧困の解消につながる支援が必要です。
- また、家族が必要とする食料品が買えなかったという経験がある人の方が、そうでない人よりも「有料の塾に通っている」割合が低く、学校以外の学習機会が「特にない」割合が高くなっており、家庭の経済状況などによって、こどもの学習機会や体験の機会の有無に差が生まれています。家庭の環境に関わらず、こどもが健やかに育つことができるよう、学習や体験の機会を提供していく必要があります。

➡生活安定と自立のための支援の継続や、こどもの学習支援の推進が必要

2. こどもの貧困の解消に向けた対策の基本方針

(1) 基本的な方向性

- こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の状況に関わらず、すべてのこどもが質の高い教育を受け、多様な経験を通して成長できるよう、教育費負担の軽減や、地域での学習支援等を行います。
- また、経済的に困窮している子育て世帯に対し、生活支援や経済的支援、保護者の就労支援等を実施します。

※「松山市こども計画」施策体系(3)-②

(2) 実施する各施策の基本目標(施策の柱)

1. 教育の支援
2. 生活の安定に資するための支援
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
4. 経済的支援

3. こどもの貧困の解消に向けた対策に係る具体的な取組

1. 教育の支援

家庭の経済状況に関わらず、すべてのこどもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばせるよう、教育費の負担軽減を図るほか、学習機会の確保を支援します。

【取組事業】

こどもの学習支援事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、奨学資金貸付事業、生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減事業、就学援助費支給事業など

2. 生活の安定に資するための支援

こども・若者や子育て当事者が、社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期からの相談支援の充実や、こどもが安心できる居場所や保護者の交流の機会の確保などを通じ、こどもとその保護者の生活の安定につなげます。

【取組事業】

地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)、子育てひろば等支援事業、妊娠・出産支援事業、養育支援訪問事業など

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

子育て当事者の安定的な経済基盤を確保するため、就職支援に加え、所得の増大や職業生活の安定と向上のため、保護者の状況に合ったきめ細やかな就労支援を行います。

【取組事業】

高等職業訓練促進給付金等支給事業、自立支援教育訓練給付金支給事業、ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業、就業支援講習会等事業など

4. 経済的支援

子育て当事者の日々の生活を安定させるため、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促します。

【取組事業】

児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療助成事業、専門相談員による相談の実施、養育費に関する情報提供と広報・啓発活動など

4. 成果指標

「第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の評価にあたり、以下の成果指標を設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

施策の柱	成果指標	目標設定時	目標 (令和11年度)
1. 教育の支援	①ひとり親家庭のこどもの短大、専門学校、大学またはそれ以上への進学希望率	55.2% (令和6年度)	65%
	②土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和5年度)	100%
	③土曜塾プラスの参加者の大学等への進学率	—	100%
2. 生活の安定に資するための支援	④こども食堂の数	32か所 (令和5年度)	45か所
	⑤乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	99.6% (令和5年度)	100%
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	⑥高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	100% (令和5年度)	100%
	⑦自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	100% (令和5年度)	100%
	⑧母子・父子自立支援プログラム策定者の就職率	75.0% (令和5年度)	100%
4. 経済的支援	⑨養育費の取り決めをしている割合(母子世帯)	57.2% (令和6年度)	70%
	⑩養育費を受領している割合(母子世帯)	41.8% (令和6年度)	55%

- 「1. 教育の支援」では、令和6年度の結果では、市内のひとり親家庭のこどもの短大、専門学校、大学またはそれ以上への進学希望率が55.2%と、全国の「ひとり親家庭のこどもの進学率(高校等卒業後)65.3%(令和3年)」を下回っていたことから、全国の進学率と同等程度となるよう、こどもの学習支援事業の推進や、それら支援事業の情報発信などに取り組みます。
- 「2. 生活の安定に資するための支援」では、こども食堂に対して、引き続き助成を行うなどの支援をするほか、乳児がいるすべての家庭の訪問や産前・産後のサポートなどを実施することで、子育てに関する相談や情報提供のほか、支援が必要な世帯の把握に努めます。

第5章 計画の推進

1. 市民及び関係団体等との連携等

(1) 市民や関係団体等との連携

こども・若者・子育て世帯を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。本計画の推進に当たっては、教育、保育、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者や学校及び各種関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行います。あわせて、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成、若者の自立支援に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者・子育て支援に関わる様々な施策を計画的、総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

こどもの成長や若者の自立、子育てに関する多様なニーズに対応するため、こども・若者の支援、子育て、教育に関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、学生、高齢者など、地域の幅広い人材の確保、育成に努めます。

(3) 市民、企業等の参加、参画の推進

社会全体でこども・若者・子育て世帯を支援するためには、こどもや若者の意見を反映することに加え、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。本計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、こども・若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加、参画を推進します。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、こども・若者・子育て当事者に対して、本計画の取組状況に対するアンケートを行い、ご意見や評価をいただくとともに、松山市子ども・子育て会議で、毎年度成果指標等について点検します。計画策定後には、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するに当たっては、こども・若者・子育て当事者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善や見直し及び新たな事業や取組の検討につなげます。

また、本計画に包含される各種個別計画部分について、「松山市子ども・子育て支援事業計画」は松山市子ども・子育て会議、「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」は松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、「松山市成育医療等に関する計画」は松山市成育医療等の提供に関する施策の推進懇話会にて毎年度取組の進捗状況の管理及び評価を行います。

